

野村MMF

(マネー・マネージメント・ファンド)

愛称：ひまわり

追加型投信 国内 債券 MMF

【投資信託説明書（請求目論見書）】

(2016年 6月 3日)

この目論見書により行なう野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成28年 2月19日に関東財務局長に提出しており、平成28年 2月20日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

| | |
|------------|--------------------|
| 【発行者名】 | : 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | : CEO兼執行役社長 渡邊 国夫 |
| 【本店の所在の場所】 | : 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 |
| 【縦覧に供する場所】 | : 該当事項はありません。 |

野村アセットマネジメント

目次

| | |
|---------------------|-----|
| 目次 | 2 |
| 第一部【証券情報】 | 3 |
| (1)【ファンドの名称】 | 3 |
| (2)【内国投資信託受益証券の形態等】 | 3 |
| (3)【発行(売出)価額の総額】 | 3 |
| (4)【発行(売出)価格】 | 3 |
| (5)【申込手数料】 | 4 |
| (6)【申込単位】 | 4 |
| (7)【申込期間】 | 4 |
| (8)【申込取扱場所】 | 4 |
| (9)【払込期日】 | 5 |
| (10)【払込取扱場所】 | 5 |
| (11)【振替機関に関する事項】 | 5 |
| (12)【その他】 | 5 |
| 第二部【ファンド情報】 | 7 |
| 第1【ファンドの状況】 | 7 |
| 1【ファンドの性格】 | 7 |
| 2【投資方針】 | 12 |
| 3【投資リスク】 | 19 |
| 4【手数料等及び税金】 | 22 |
| 5【運用状況】 | 26 |
| 第2【管理及び運営】 | 32 |
| 1【申込(販売)手続等】 | 32 |
| 2【換金(解約)手続等】 | 33 |
| 3【資産管理等の概要】 | 33 |
| 4【受益者の権利等】 | 36 |
| 第3【ファンドの経理状況】 | 38 |
| 1【財務諸表】 | 40 |
| 2【ファンドの現況】 | 48 |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 | 49 |
| 第三部【委託会社等の情報】 | 50 |
| 第1【委託会社等の概況】 | 50 |
| 1【委託会社等の概況】 | 50 |
| 2【事業の内容及び営業の概況】 | 52 |
| 3【委託会社等の経理状況】 | 53 |
| 4【利害関係人との取引制限】 | 100 |
| 5【その他】 | 100 |
| 約款 | 101 |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村 MMF(マネー・マネージメント・ファンド)

(以下「ファンド」といいます。)

なお、ファンドの愛称を「ひまわり」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

50兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得日の前日の基準価額¹(以下「取得価額」といいます。)とします。

取得日は、取得申込みと取得申込金の振込みの時期により異なります。

販売会社が営業日²の場合

販売会社が、取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合は、取得申込受付日が取得日となります。ただし、取得申込受付日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回っているときは、販売会社は、取得申込受付日を取得日とするお申込みには応じないものとします。

販売会社が、取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合は、取得申込受付日の翌営業日が取得日となります。ただし、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回ったときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

なお、上記の「取得申込金を受領した場合」とは、申込みの販売会社の取引店内で入金を確認され、かつ入

金に基づき販売会社所定の事務処理を完了したものに限ります。

販売会社の営業日²以外の日に払込金を添えて取得の申込みがあった場合

払込金の受入れ日の翌営業日の午前中に取得の申込みがあったものとして取扱います。

ただし、払込金の受入れ日の翌営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回っているときは、払込金の受入れ日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

詳しくは申込みの販売会社(詳細は、後述の「(8)申込取扱場所」をご参照ください。)にお問い合わせ下さい。

1 「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

2 「営業日」とは、わが国の金融商品取引所^{*}の休業日以外の日をいいます。

^{*}金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

なし

(6)【申込単位】

1円以上1円単位(当初元本1口=1円)

^{*} なお、販売会社によっては、申込代金の払込方法等により1円以上1円単位で申込みができない場合もありますので詳しくは申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。

(7)【申込期間】

平成28年2月20日から平成28年8月30日まで

^{*} なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

各取得日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、三菱 UFJ 信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)
< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

お申込みの方法ならびに単位、お取扱い等について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者の制限

受益権の申込みを行なう投資者は、個人であることを原則とします。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

即日引出しの取扱い

販売会社によっては、換金申込受付日当日に換金代金相当額の受け取りを希望される投資家に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。

詳しくは申込みの販売会社へお問い合わせ下さい。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

投資信託約款の変更について

投資信託約款の変更を平成 28 年 8 月 17 日適用で予定しております。

< 投資信託約款の変更の内容 >

- ・ 信託期間を平成 28 年 8 月 31 日までとする変更
- ・ 信託報酬の総額に関する変更

平成 28 年 8 月 17 日から平成 28 年 8 月 30 日までの信託報酬の総額は、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に 100 分の 1 を乗じて得た率（年率。但し、下限は零とします。）を信託元本の額に乗じて得た額とします。信託終了日である平成 28 年 8 月 31 日の信託報酬の総額に関しては、収益等の合計額から経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とします。

< 投資信託約款の変更の理由 >

平成 28 年 1 月 29 日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況であり、今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

加えて、信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日にあたり、償還価額は銭単位まで計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款の変更を予定しております。

なお、平成 28 年 6 月 3 日正午過ぎ以降のお申込みにより取得された受益権については、投資信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

毎日、お申込み・ご換金が可能です。

毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配 します。

内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金は毎日計算され、毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。

信託金の限度額

信託金の限度額は、10兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(野村 MMF (マネー・マネージメント・ファンド))

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 |
|------------|-----------|-------------------|------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | MMF |
| | 海外 | 債券 | MRF |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 | |
| | | その他資産 () | ETF |
| | | 資産複合 | |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年 1 回 | グローバル |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月) | 日本 北米 欧州 アジア オセアニア |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 |
| その他資産 () | その他 () | アフリカ 中近東 (中東) |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング |

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成 22 年 7 月 1 日現在)

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる

資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載

があるものをいう。

- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経 225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

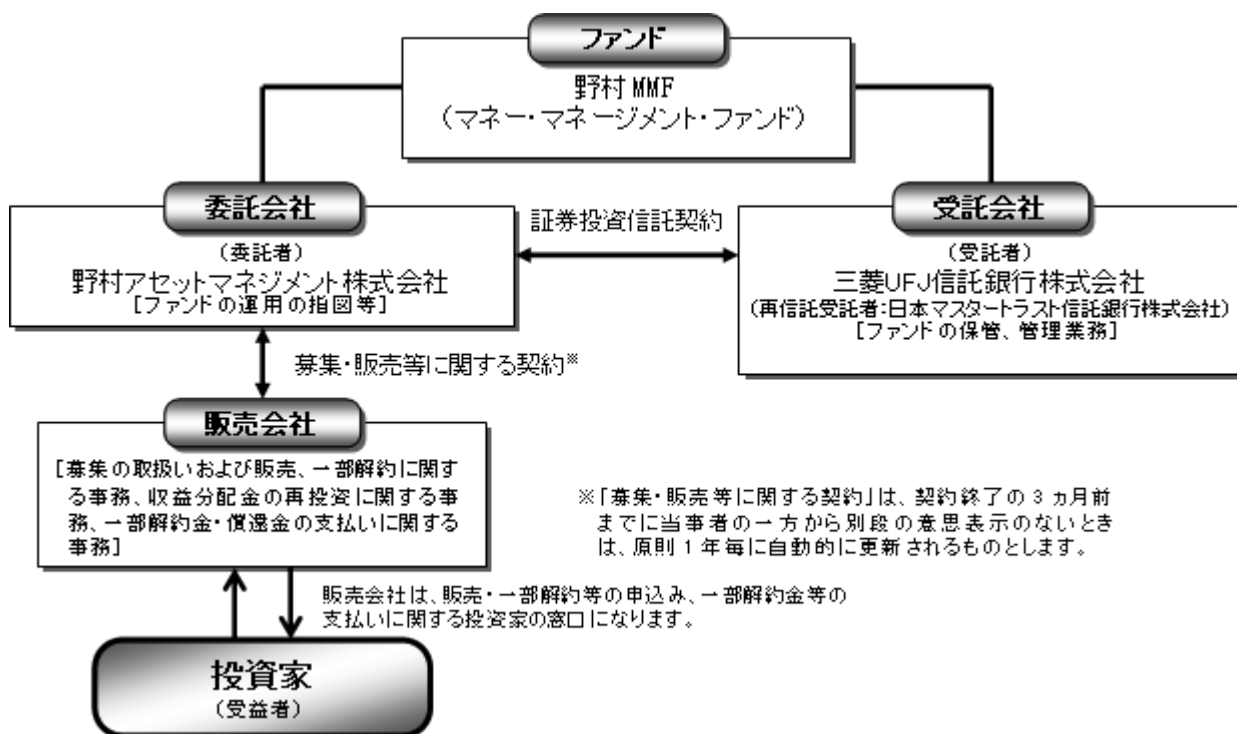
[特殊型]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

平成 4 年 5 月 8 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



投資信託約款の変更について

投資信託約款の変更を平成 28 年 8 月 17 日適用で予定しております。

< 投資信託約款の変更の内容 >

- ・ 信託期間を平成 28 年 8 月 31 日までとする変更
- ・ 信託報酬の総額に関する変更

平成 28 年 8 月 17 日から平成 28 年 8 月 30 日までの信託報酬の総額は、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に 100 分の 1 を乗じて得た率（年率。但し、下限は零とします。）を信託元本の額に乗じて得た額とします。信託終了日である平成 28 年 8 月 31 日の信託報酬の総額に関しては、収益等の合計額から経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とします。

< 投資信託約款の変更の理由 >

平成 28 年 1 月 29 日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況であり、今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

加えて、信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日にあたり、償還価額は銭単位まで計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款の変更を予定しております。

なお、平成 28 年 6 月 3 日正午過ぎ以降のお申込みにより取得された受益権については、投資信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

委託会社の概況(平成 27 年 12 月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|----------------------|-------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 | 5,150,693 株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

好利回りの内外の公社債を中心に投資を行ない、余裕金はコール、割引手形などで運用し、安定した収益の確保をめざします。

[1] 元本の安全性に配慮した運用を行ないます。

残存期間が短い好利回りの内外の公社債やコマーシャル・ペーパーおよび金融商品等に投資します。

国債、政府保証付債券や投資適格格付を有する(長期格付で BBB 格以上を有している(同等と判断されるものを含みます。))債券及び金融商品に投資します。

投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間 1 年以内のものとしします。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限定します。

デリバティブ(先物取引、オプション取引、スワップ取引)の利用は、ヘッジ目的に限定し、有価証券等の価格変動リスクを回避するために用います。

株式には投資しません。

[2] ポートフォリオの構築にあたっては、以下の点に配慮し、分散投資を行ないます。

債券(国債、政府保証付債券を除きます。)の組入れは一発行体あたりファンドの純資産総額の 10%を上限とします。

債券の満期構成については、流動性の確保を考慮し、分散投資を行ないます。

[3] 毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配します。

公社債等に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分)をまとめ、分配金に対する税金を差し引いた上、自動的に再投資されます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

内外の公社債を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

有価証券の指図範囲(約款第15条第1項)

委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 特別の法律により法人の発行する債券
- 4 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。)

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

- 5 コマーシャル・ペーパー
- 6 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 7 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 8 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 9 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託財産の計算に関する規則第59条第1項第2号イ(3)に定めるものに限る)
- 10 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 11 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第15条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

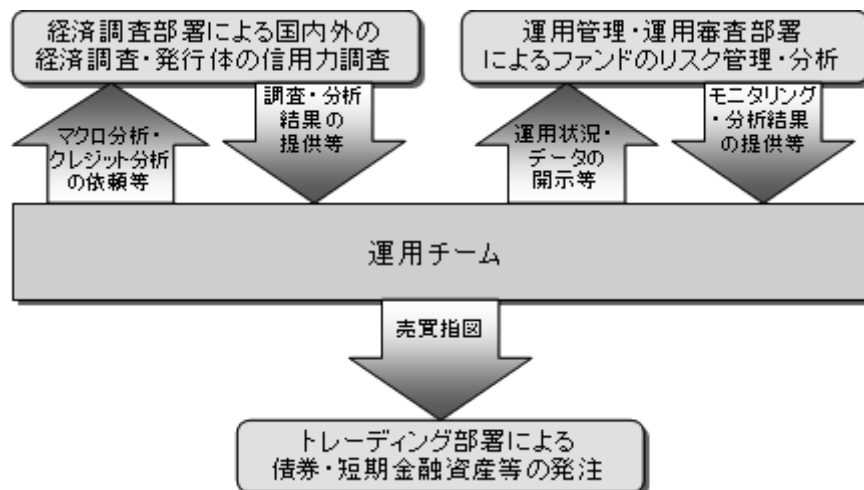
- 1 預金
- 2 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの(投資信託財産の計算に関する規則第59条第1項第2号イ(3)に定めるものに限る)
- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引

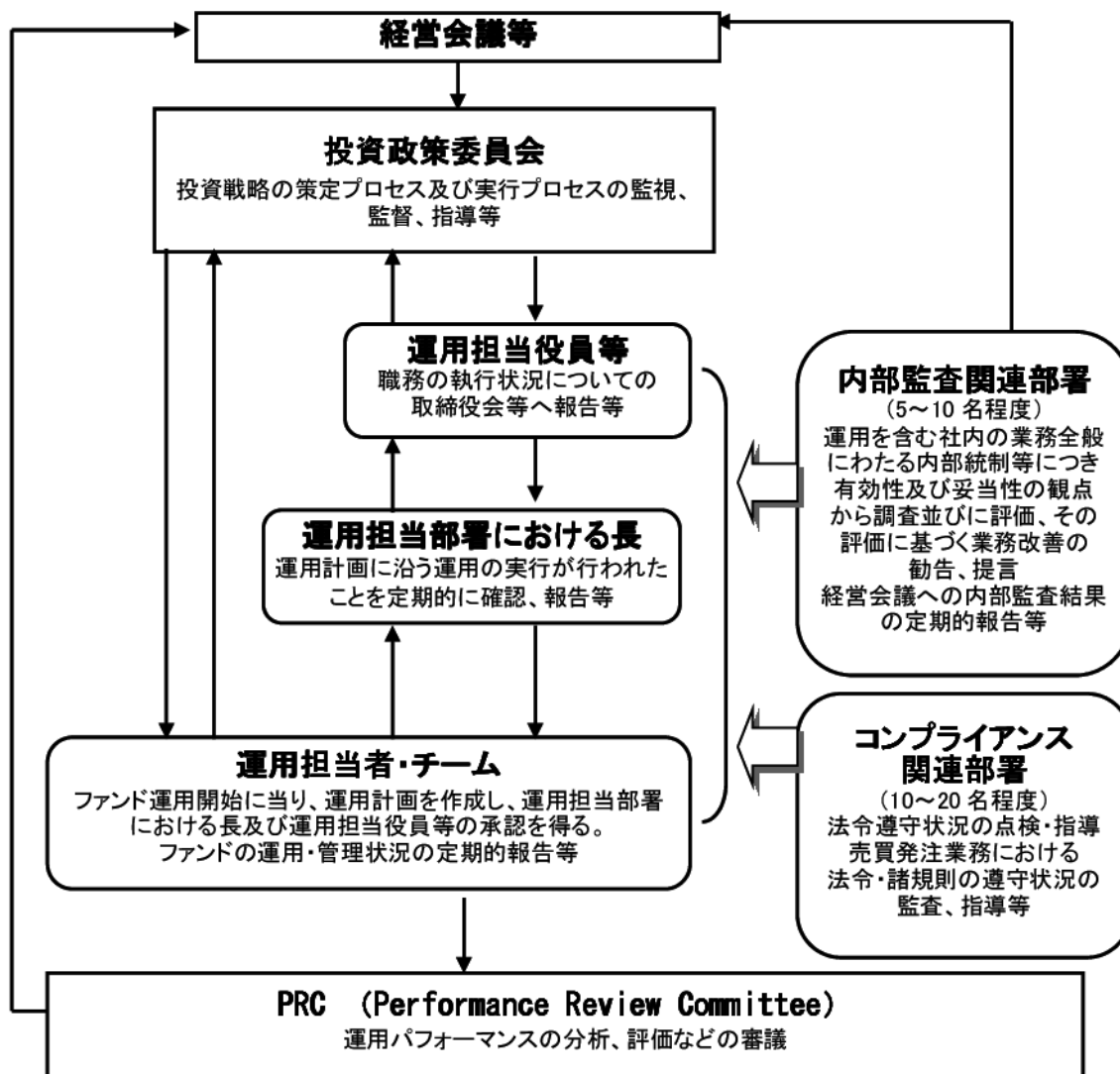
(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

日々決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

「信託財産から生ずる利益」とは、下記の収益等の合計額がの経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。

毎計算期間における利子、貸付有価証券に係る品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

毎計算期間における監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

信託財産から生ずる利益は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(上記の合計額がの合計額に満たない場合の当該差額をいいます。)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

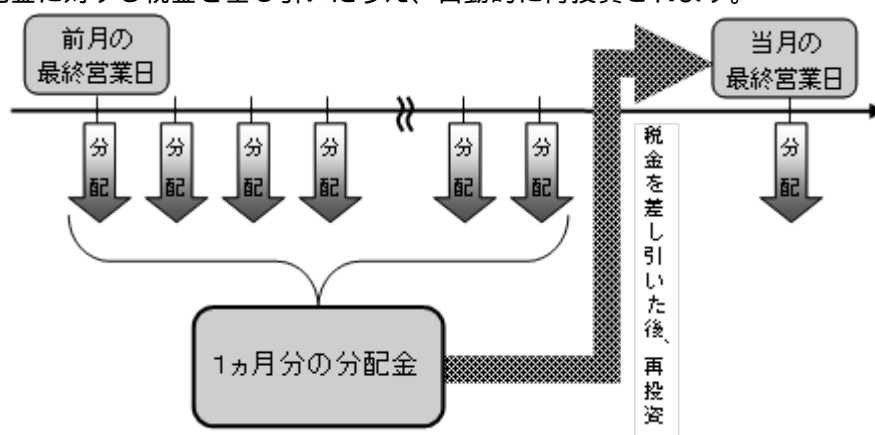
ファンドの決算日

毎日とします。

内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金のお支払い

分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分)をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。



(注) 分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)運用制限)

外貨建資産への投資割合については制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)運用制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第18条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引

所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5 %を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時

点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第18条の2)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(「スワップ取引」)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額の100%を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第19条の2)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第19条の3)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第20条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第21条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(約款第28条の2)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当

て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 20 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないませんので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドは、信託期間について無期限から平成 28 年 8 月 31 日までに変更する約款変更の手続きを進めております。

手続きの結果、上記の約款変更が実施される場合には、平成 28 年 8 月 31 日に信託を終了(定時償還)することとなります。

当該償還の日までの運用においては、委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投資比率は低下していきます。

また、信託を終了しないこととなる場合には、ファンドの基本方針に則った運用の継続が困難となることも想定されるため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

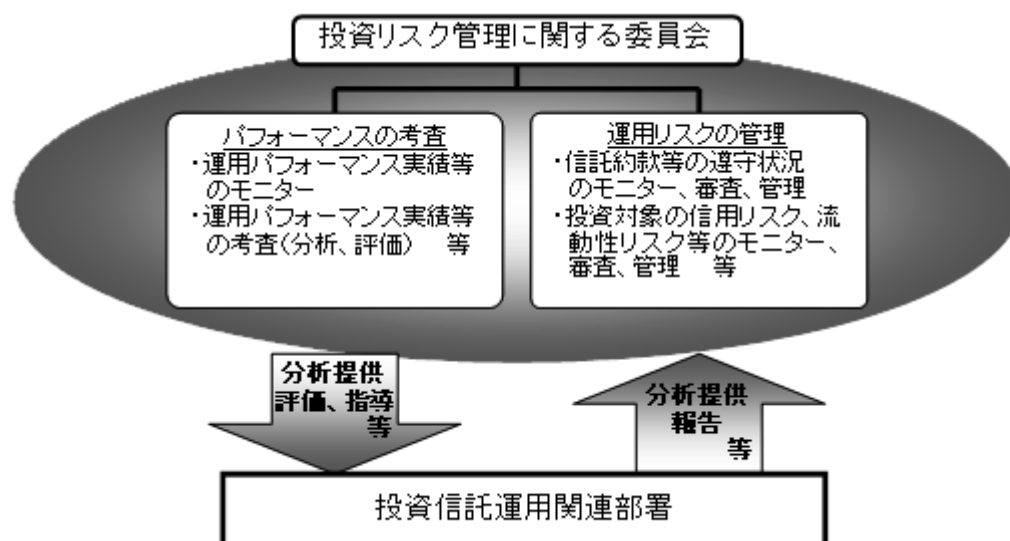
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



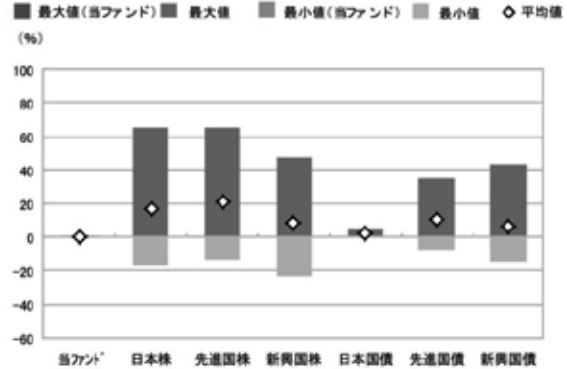
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

(2011年1月末～2015年12月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|--------|-------|--------|--------|--------|------|-------|--------|
| 最大値(%) | 0.1 | 65.0 | 65.7 | 47.4 | 4.5 | 34.9 | 43.7 |
| 最小値(%) | 0.0 | △ 17.0 | △ 13.6 | △ 22.8 | 0.4 | △ 7.9 | △ 15.0 |
| 平均値(%) | 0.1 | 16.6 | 20.7 | 8.8 | 2.3 | 10.2 | 6.9 |

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2011年1月から2015年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2011年1月から2015年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株:MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)、「指数スポンサー」は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての奨励または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 101.35 以内の率とし次に掲げる率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

平成 11 年 12 月 1 日以降の各週の最初の営業日(委託者の営業日を行います。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万円あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に 100 分の 7.11 を乗じて得た率以内の率とします。上記により計算された率が年 10,000 分の 35.55 以下の場合、信託報酬率は年 10,000 分の 35.55 以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については次の通りとします。

| 委託会社 | 販売会社() ^(注) | | 受託会社() | |
|--------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|-----------|
| 信託報酬率 - (+) | 元本総額 | 配分 | 信託報酬率 年万分の 35.55 の場合 | |
| | 3.5 兆円以下の部分 | 信託報酬率 × 25.25/35.55 | 元本総額 | 配分 |
| | | | 1 兆円以下の部分 | 年万分の 2.50 |
| | 3.5 兆円超 7.0 兆円以下の部分 | 信託報酬率 × 26.04/35.55 | 1 兆円超 2 兆円以下の部分 | 年万分の 1.90 |
| | | | 2 兆円超 3 兆円以下の部分 | 年万分の 1.40 |
| | 7.0 兆円超 10.0 兆円以下の部分 | 信託報酬率 × 26.83/35.55 | 3 兆円超の部分 | 年万分の 1.00 |
| | | 信託報酬率 < 年万分の 35.55 の場合 | | |
| 10.0 兆円超 15.0 兆円以下の部分 | 信託報酬率 × 27.62/35.55 | 元本総額 | 配分 | |
| | | 1 兆円以下の部分 | 信託報酬率 × 2.50/35.55 | |
| 15.0 兆円超の部分 | 信託報酬率 × 28.40/35.55 | 1 兆円超 2 兆円以下の部分 | 信託報酬率 × 1.90/35.55 | |
| | | 2 兆円超 3 兆円以下の部分 | 信託報酬率 × 1.40/35.55 | |
| | | 3 兆円超の部分 | 信託報酬率 × 1.00/35.55 | |

(注)販売会社の配分率には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を含みます。

* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

(注)約款変更適用後(平成28年8月17日以降)は以下となります。

<平成28年8月17日から平成28年8月30日まで>

信託報酬の総額は、ファンドの元本の額に、計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」に100分の1を乗じて得た率(年率。但し、下限は零とします。)を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

「信託報酬控除前の運用収益率」とは、収益等(繰越利益金を除きます。)の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した金額を、計算日におけるファンドの元本の額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

ファンドの信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。

支払先の配分および役務の内容については、下記の通りとします。

| 委託会社 | 販売会社() ^(注) | 受託会社() |
|-----------------|------------------------|-----------------------|
| 信託報酬率 -(+) | 信託報酬率 × 25.25/35.55 | 信託報酬率 × 2.50/35.55 |

(注)販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

<平成28年8月31日>

信託報酬の総額は、収益等(繰越利益金を含みます。)の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した額(但し、下限は零とします。)とし、当該計算期末に計上します。

ファンドの信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。

支払先の配分および役務の内容については、下記の通りとします。

| 委託会社 | 販売会社() ^(注) | 受託会社() |
|-------------------|--------------------------|-------------------------|
| 信託報酬の総額 -(+) | 信託報酬の総額 × 25.25/35.55 | 信託報酬の総額 × 2.50/35.55 |

(注)販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

支払先の役務の内容

| <委託会社> | <販売会社> | <受託会社> |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報

酬支払いのときに信託財産から支払われます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

法人の投資家に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については 15.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は法人税額から控除されます。

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

個人の受益者が支払いを受ける分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315% および地方税 5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税を選択することもできます。

< 換金(解約)時および償還時の個別元本超過額に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、申告分離課税により 20.315% (国税 15.315% および地方税 5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

少額貯蓄非課税制度(マル優制度)をご利用の場合には、お一人元金 350 万円(既にご利用の場合は、その金額を差し引いた額)までは、上記の税金はかかりません。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。

マル優制度の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

| 《利子所得》 | 《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2) | 《配当所得》 |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------|
| ・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金 | 特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損 | ・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金 |

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

換金（解約）時および償還時の課税について

ご換金時は、ご換金にかかる受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税が行なわれます。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

マル優制度をご利用の場合、一定の金額までは上記の税金はかかりません。詳しくは上述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（平成 28 年 1 月現在）が変更となる場合があります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成 27 年 12 月 31 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|--------------------|------|-----------------|---------|
| 国債証券 | 日本 | 141,826,949,201 | 29.40 |
| 特殊債券 | 日本 | 37,782,770,139 | 7.83 |
| 社債券 | 日本 | 4,206,520,458 | 0.87 |
| コマーシャルペーパー | 日本 | 232,796,804,226 | 48.26 |
| 現金・預金・その他資産(負債控除後) | | 65,697,328,204 | 13.62 |
| 合計(純資産総額) | | 482,310,372,228 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|----|------|------------|--------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|-----------------|
| 1 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第556回 | 35,000,000,000 | 100.00 | 35,000,000,000 | 100.00 | 35,000,000,000 | | 2016/3/10 | 7.25 |
| 2 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第563回 | 35,000,000,000 | 99.99 | 34,999,991,340 | 99.99 | 34,999,991,340 | | 2016/1/18 | 7.25 |
| 3 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (5年)第96 回 | 25,000,000,000 | 100.10 | 25,026,628,760 | 100.10 | 25,026,628,760 | 0.5 | 2016/3/20 | 5.18 |
| 4 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第564回 | 18,000,000,000 | 99.99 | 17,999,994,324 | 99.99 | 17,999,994,324 | | 2016/1/25 | 3.73 |
| 5 | 日本 | コマーシャルペーパー | 関西電力 | 17,000,000,000 | | 16,999,727,524 | | 16,999,727,524 | | | 3.52 |
| 6 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第566回 | 12,500,000,000 | 99.99 | 12,499,995,310 | 99.99 | 12,499,995,310 | | 2016/2/1 | 2.59 |
| 7 | 日本 | 国債証券 | 国庫短期証券 第567回 | 10,000,000,000 | 99.99 | 9,999,995,632 | 99.99 | 9,999,995,632 | | 2016/2/8 | 2.07 |
| 8 | 日本 | コマーシャルペーパー | エイベックスF | 10,000,000,000 | | 9,999,271,280 | | 9,999,271,280 | | | 2.07 |
| 9 | 日本 | コマーシャルペーパー | 日立キャピタル | 8,000,000,000 | | 7,999,638,368 | | 7,999,638,368 | | | 1.65 |
| 10 | 日本 | コマーシャルペーパー | みずほFG | 8,000,000,000 | | 7,998,619,416 | | 7,998,619,416 | | | 1.65 |
| 11 | 日本 | コマーシャルペーパー | NTTファイナ | 6,000,000,000 | | 5,999,919,450 | | 5,999,919,450 | | | 1.24 |
| 12 | 日本 | 国債証券 | 国庫債券 利付 (2年)第33 6回 | 5,000,000,000 | 100.00 | 5,000,186,870 | 100.00 | 5,000,186,870 | 0.1 | 2016/1/15 | 1.03 |
| 13 | 日本 | 特殊債券 | 商工債券 利付 (1年)第46 回 | 5,000,000,000 | 100.00 | 5,000,000,000 | 100.00 | 5,000,000,000 | 0.08 | 2016/2/15 | 1.03 |
| 14 | 日本 | コマーシャルペーパー | エイベックスF | 5,000,000,000 | | 4,999,876,715 | | 4,999,876,715 | | | 1.03 |
| 15 | 日本 | コマーシャルペーパー | 三井不動産 | 5,000,000,000 | | 4,999,823,020 | | 4,999,823,020 | | | 1.03 |
| 16 | 日本 | コマーシャルペーパー | 東京センチュリ | 5,000,000,000 | | 4,999,787,680 | | 4,999,787,680 | | | 1.03 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|------------|-------------------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|-----|------------|------|
| 17 | 日本 | コマーシャルペーパー | 日本証券金融 | 5,000,000,000 | | 4,999,669,675 | | 4,999,669,675 | | | 1.03 |
| 18 | 日本 | コマーシャルペーパー | 豊田通商 | 5,000,000,000 | | 4,999,483,615 | | 4,999,483,615 | | | 1.03 |
| 19 | 日本 | コマーシャルペーパー | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 | 5,000,000,000 | | 4,999,100,705 | | 4,999,100,705 | | | 1.03 |
| 20 | 日本 | コマーシャルペーパー | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 | 5,000,000,000 | | 4,998,891,885 | | 4,998,891,885 | | | 1.03 |
| 21 | 日本 | コマーシャルペーパー | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 | 5,000,000,000 | | 4,998,859,160 | | 4,998,859,160 | | | 1.03 |
| 22 | 日本 | コマーシャルペーパー | エイベックスF | 4,200,000,000 | | 4,199,896,440 | | 4,199,896,440 | | | 0.87 |
| 23 | 日本 | コマーシャルペーパー | オールスター | 4,000,000,000 | | 3,999,667,972 | | 3,999,667,972 | | | 0.82 |
| 24 | 日本 | コマーシャルペーパー | フォレストコープ | 4,000,000,000 | | 3,999,605,516 | | 3,999,605,516 | | | 0.82 |
| 25 | 日本 | コマーシャルペーパー | S M B C 日興証券 | 4,000,000,000 | | 3,999,353,964 | | 3,999,353,964 | | | 0.82 |
| 26 | 日本 | 特殊債券 | 商工債券 利付(3年)第166回 | 3,700,000,000 | 100.09 | 3,703,425,793 | 100.09 | 3,703,425,793 | 0.2 | 2016/11/25 | 0.76 |
| 27 | 日本 | コマーシャルペーパー | 関西電力 | 3,000,000,000 | | 2,999,955,615 | | 2,999,955,615 | | | 0.62 |
| 28 | 日本 | コマーシャルペーパー | 三井住友信託銀行 | 3,000,000,000 | | 2,999,947,398 | | 2,999,947,398 | | | 0.62 |
| 29 | 日本 | コマーシャルペーパー | 三井住友信託銀行 | 3,000,000,000 | | 2,999,940,822 | | 2,999,940,822 | | | 0.62 |
| 30 | 日本 | コマーシャルペーパー | 三菱重工業 | 3,000,000,000 | | 2,999,929,314 | | 2,999,929,314 | | | 0.62 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|------------|---------|
| 国債証券 | 29.40 |
| 特殊債券 | 7.83 |
| 社債券 | 0.87 |
| コマーシャルペーパー | 48.26 |
| 合計 | 86.37 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成27年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | | |
|--|------------|--------------|
| | 純資産総額(百万円) | 1口当たり純資産額(円) |
|--|------------|--------------|

| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
|-----------|--------------------|---------|---------|--------|--------|
| 第 29 特定期間 | (2006 年 5 月 31 日) | 813,945 | 813,947 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 30 特定期間 | (2006 年 11 月 30 日) | 819,855 | 819,862 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 31 特定期間 | (2007 年 5 月 31 日) | 885,408 | 885,420 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 32 特定期間 | (2007 年 11 月 30 日) | 949,976 | 949,990 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 33 特定期間 | (2008 年 5 月 31 日) | 949,893 | 949,906 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 34 特定期間 | (2008 年 11 月 30 日) | 914,462 | 914,476 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 35 特定期間 | (2009 年 5 月 31 日) | 836,939 | 836,943 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 36 特定期間 | (2009 年 11 月 30 日) | 796,683 | 796,686 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 37 特定期間 | (2010 年 5 月 31 日) | 754,270 | 754,272 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 38 特定期間 | (2010 年 11 月 30 日) | 717,152 | 717,153 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 39 特定期間 | (2011 年 5 月 31 日) | 699,286 | 699,288 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 40 特定期間 | (2011 年 11 月 30 日) | 695,345 | 695,347 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 41 特定期間 | (2012 年 5 月 31 日) | 681,159 | 681,161 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 42 特定期間 | (2012 年 11 月 30 日) | 632,263 | 632,264 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 43 特定期間 | (2013 年 5 月 31 日) | 622,352 | 622,353 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 44 特定期間 | (2013 年 11 月 30 日) | 599,435 | 599,436 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 45 特定期間 | (2014 年 5 月 31 日) | 575,106 | 575,107 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 46 特定期間 | (2014 年 11 月 30 日) | 566,006 | 566,007 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 47 特定期間 | (2015 年 5 月 31 日) | 558,599 | 558,599 | 1.0000 | 1.0000 |
| 第 48 特定期間 | (2015 年 11 月 30 日) | 486,749 | 486,750 | 1.0000 | 1.0000 |
| | 2014 年 12 月末日 | 567,149 | | 1.0000 | |
| | 2015 年 1 月末日 | 562,942 | | 1.0000 | |
| | 2 月末日 | 560,994 | | 1.0000 | |
| | 3 月末日 | 562,401 | | 1.0000 | |
| | 4 月末日 | 559,864 | | 1.0000 | |
| | 5 月末日 | 558,599 | | 1.0000 | |
| | 6 月末日 | 556,479 | | 1.0000 | |
| | 7 月末日 | 555,656 | | 1.0000 | |
| | 8 月末日 | 549,505 | | 1.0000 | |
| | 9 月末日 | 546,199 | | 1.0000 | |
| | 10 月末日 | 540,739 | | 1.0000 | |
| | 11 月末日 | 486,749 | | 1.0000 | |
| | 12 月末日 | 482,310 | | 1.0000 | |

【分配の推移】

| | 計算期間 | 1 口当たりの分配金 |
|-----------|-----------------------------------|-------------|
| 第 29 特定期間 | 2005 年 12 月 1 日 ~ 2006 年 5 月 31 日 | 0.0001282 円 |

| | | |
|-----------|---------------------------------|-------------|
| 第 30 特定期間 | 2006 年 6 月 1 日～2006 年 11 月 30 日 | 0.0012187 円 |
| 第 31 特定期間 | 2006 年 12 月 1 日～2007 年 5 月 31 日 | 0.0020003 円 |
| 第 32 特定期間 | 2007 年 6 月 1 日～2007 年 11 月 30 日 | 0.0025731 円 |
| 第 33 特定期間 | 2007 年 12 月 1 日～2008 年 5 月 31 日 | 0.0026510 円 |
| 第 34 特定期間 | 2008 年 6 月 1 日～2008 年 11 月 30 日 | 0.0026124 円 |
| 第 35 特定期間 | 2008 年 12 月 1 日～2009 年 5 月 31 日 | 0.0017185 円 |
| 第 36 特定期間 | 2009 年 6 月 1 日～2009 年 11 月 30 日 | 0.0007934 円 |
| 第 37 特定期間 | 2009 年 12 月 1 日～2010 年 5 月 31 日 | 0.0005815 円 |
| 第 38 特定期間 | 2010 年 6 月 1 日～2010 年 11 月 30 日 | 0.0005019 円 |
| 第 39 特定期間 | 2010 年 12 月 1 日～2011 年 5 月 31 日 | 0.0005122 円 |
| 第 40 特定期間 | 2011 年 6 月 1 日～2011 年 11 月 30 日 | 0.0005242 円 |
| 第 41 特定期間 | 2011 年 12 月 1 日～2012 年 5 月 31 日 | 0.0004957 円 |
| 第 42 特定期間 | 2012 年 6 月 1 日～2012 年 11 月 30 日 | 0.0004675 円 |
| 第 43 特定期間 | 2012 年 12 月 1 日～2013 年 5 月 31 日 | 0.0004024 円 |
| 第 44 特定期間 | 2013 年 6 月 1 日～2013 年 11 月 30 日 | 0.0003821 円 |
| 第 45 特定期間 | 2013 年 12 月 1 日～2014 年 5 月 31 日 | 0.0003376 円 |
| 第 46 特定期間 | 2014 年 6 月 1 日～2014 年 11 月 30 日 | 0.0002881 円 |
| 第 47 特定期間 | 2014 年 12 月 1 日～2015 年 5 月 31 日 | 0.0002351 円 |
| 第 48 特定期間 | 2015 年 6 月 1 日～2015 年 11 月 30 日 | 0.0001922 円 |

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

| | 計算期間 | 収益率 |
|-----------|---------------------------------|-------|
| 第 29 特定期間 | 2005 年 12 月 1 日～2006 年 5 月 31 日 | 0.01% |
| 第 30 特定期間 | 2006 年 6 月 1 日～2006 年 11 月 30 日 | 0.12% |
| 第 31 特定期間 | 2006 年 12 月 1 日～2007 年 5 月 31 日 | 0.20% |
| 第 32 特定期間 | 2007 年 6 月 1 日～2007 年 11 月 30 日 | 0.26% |
| 第 33 特定期間 | 2007 年 12 月 1 日～2008 年 5 月 31 日 | 0.27% |
| 第 34 特定期間 | 2008 年 6 月 1 日～2008 年 11 月 30 日 | 0.26% |
| 第 35 特定期間 | 2008 年 12 月 1 日～2009 年 5 月 31 日 | 0.17% |
| 第 36 特定期間 | 2009 年 6 月 1 日～2009 年 11 月 30 日 | 0.08% |
| 第 37 特定期間 | 2009 年 12 月 1 日～2010 年 5 月 31 日 | 0.06% |
| 第 38 特定期間 | 2010 年 6 月 1 日～2010 年 11 月 30 日 | 0.05% |
| 第 39 特定期間 | 2010 年 12 月 1 日～2011 年 5 月 31 日 | 0.05% |
| 第 40 特定期間 | 2011 年 6 月 1 日～2011 年 11 月 30 日 | 0.05% |
| 第 41 特定期間 | 2011 年 12 月 1 日～2012 年 5 月 31 日 | 0.05% |
| 第 42 特定期間 | 2012 年 6 月 1 日～2012 年 11 月 30 日 | 0.05% |
| 第 43 特定期間 | 2012 年 12 月 1 日～2013 年 5 月 31 日 | 0.04% |
| 第 44 特定期間 | 2013 年 6 月 1 日～2013 年 11 月 30 日 | 0.04% |
| 第 45 特定期間 | 2013 年 12 月 1 日～2014 年 5 月 31 日 | 0.03% |

| | | |
|-----------|---------------------------------|-------|
| 第 46 特定期間 | 2014 年 6 月 1 日～2014 年 11 月 30 日 | 0.03% |
| 第 47 特定期間 | 2014 年 12 月 1 日～2015 年 5 月 31 日 | 0.02% |
| 第 48 特定期間 | 2015 年 6 月 1 日～2015 年 11 月 30 日 | 0.02% |

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 3 桁目を四捨五入し、小数点以下 2 桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

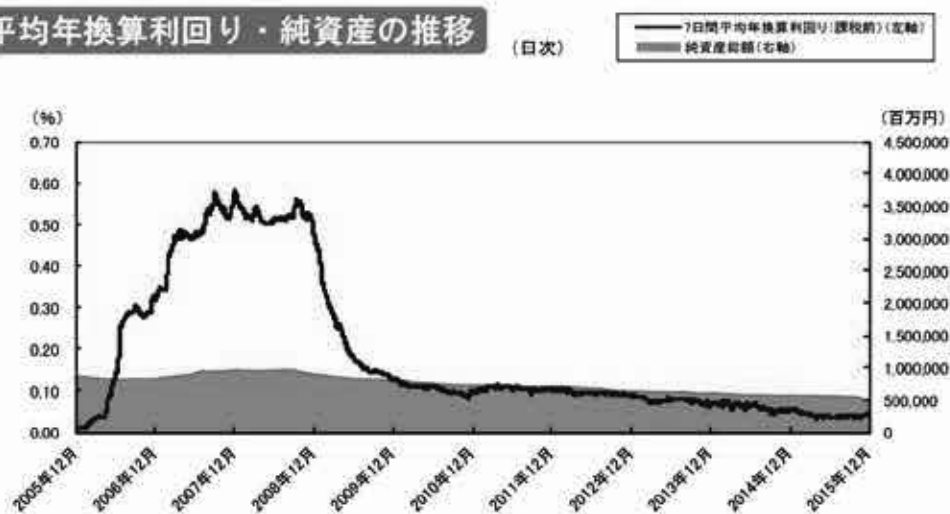
| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|-----------|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 第 29 特定期間 | 2005 年 12 月 1 日～2006 年 5 月 31 日 | 114,036,384,283 | 176,381,790,858 | 813,945,192,521 |
| 第 30 特定期間 | 2006 年 6 月 1 日～2006 年 11 月 30 日 | 163,068,130,072 | 157,157,652,249 | 819,855,670,344 |
| 第 31 特定期間 | 2006 年 12 月 1 日～2007 年 5 月 31 日 | 257,308,438,232 | 191,755,609,761 | 885,408,498,815 |
| 第 32 特定期間 | 2007 年 6 月 1 日～2007 年 11 月 30 日 | 293,997,469,929 | 229,429,613,863 | 949,976,354,881 |
| 第 33 特定期間 | 2007 年 12 月 1 日～2008 年 5 月 31 日 | 219,339,081,899 | 219,422,078,921 | 949,893,357,859 |
| 第 34 特定期間 | 2008 年 6 月 1 日～2008 年 11 月 30 日 | 190,388,723,145 | 225,819,096,542 | 914,462,984,462 |
| 第 35 特定期間 | 2008 年 12 月 1 日～2009 年 5 月 31 日 | 117,016,355,264 | 194,540,057,450 | 836,939,282,276 |
| 第 36 特定期間 | 2009 年 6 月 1 日～2009 年 11 月 30 日 | 93,965,084,657 | 134,220,628,851 | 796,683,738,082 |
| 第 37 特定期間 | 2009 年 12 月 1 日～2010 年 5 月 31 日 | 100,943,247,773 | 143,356,359,197 | 754,270,626,658 |
| 第 38 特定期間 | 2010 年 6 月 1 日～2010 年 11 月 30 日 | 89,258,934,700 | 126,377,472,269 | 717,152,089,089 |
| 第 39 特定期間 | 2010 年 12 月 1 日～2011 年 5 月 31 日 | 97,599,841,464 | 115,465,244,547 | 699,286,686,006 |
| 第 40 特定期間 | 2011 年 6 月 1 日～2011 年 11 月 30 日 | 102,249,784,557 | 106,190,537,557 | 695,345,933,006 |
| 第 41 特定期間 | 2011 年 12 月 1 日～2012 年 5 月 31 日 | 101,584,276,024 | 115,770,703,210 | 681,159,505,820 |
| 第 42 特定期間 | 2012 年 6 月 1 日～2012 年 11 月 30 日 | 68,717,389,667 | 117,613,864,419 | 632,263,031,068 |
| 第 43 特定期間 | 2012 年 12 月 1 日～2013 年 5 月 31 日 | 83,783,731,905 | 93,694,116,587 | 622,352,646,386 |
| 第 44 特定期間 | 2013 年 6 月 1 日～2013 年 11 月 30 日 | 69,494,240,699 | 92,411,743,087 | 599,435,143,998 |
| 第 45 特定期間 | 2013 年 12 月 1 日～2014 年 5 月 31 日 | 61,717,071,630 | 86,045,425,992 | 575,106,789,636 |
| 第 46 特定期間 | 2014 年 6 月 1 日～2014 年 11 月 30 日 | 62,981,591,713 | 72,081,720,387 | 566,006,660,962 |
| 第 47 特定期間 | 2014 年 12 月 1 日～2015 年 5 月 31 日 | 68,353,305,694 | 75,760,725,720 | 558,599,240,936 |
| 第 48 特定期間 | 2015 年 6 月 1 日～2015 年 11 月 30 日 | 52,309,424,720 | 124,158,786,697 | 486,749,878,959 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

運用実績 (2015年12月31日現在)

7日間平均年換算利回り・純資産の推移

(日次)



主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

| 順位 | 銘柄 | 種類 | 投資比率 (%) |
|----|-----------------|------------|----------|
| 1 | 国庫短期証券 第556回 | 国債証券 | 7.3 |
| 2 | 国庫短期証券 第563回 | 国債証券 | 7.3 |
| 3 | 国庫債券 利付(5年)第95回 | 国債証券 | 5.2 |
| 4 | 国庫短期証券 第564回 | 国債証券 | 3.7 |
| 5 | 関西電力 | コマーシャルペーパー | 3.5 |
| 6 | 国庫短期証券 第566回 | 国債証券 | 2.6 |
| 7 | 国庫短期証券 第567回 | 国債証券 | 2.1 |
| 8 | エイベックスF | コマーシャルペーパー | 2.1 |
| 9 | 日立キャピタル | コマーシャルペーパー | 1.7 |
| 10 | みずほFG | コマーシャルペーパー | 1.7 |

資産別投資比率

| 資産の種類 | 投資比率 (%) |
|--------------------|----------|
| 国債証券 | 29.4 |
| 特殊債券 | 7.8 |
| 社債券 | 0.9 |
| コマーシャルペーパー | 48.3 |
| 現金・預金・その他資産(負債控除後) | 13.6 |

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれ
ます。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。なお、販売会社によっては、申込代金
の払込方法等により、1円以上1円単位で申込みができない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ
下さい。

受益権の販売価額は、取得価額（取得日の前日の基準価額）とします。

取得日は、取得申込みと取得申込金の振込みの時期により異なります。

販売会社が営業日 の場合

販売会社が、取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合は、取得申込受付日が取得
日となります。

ただし、取得申込受付日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回っているときは、取得申込受付日を取
得日とするお申込みには応じません。

販売会社が、取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合は、取得申込受付日の翌
営業日が取得日となります。

ただし、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回ったときは、取得申込受付
日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日と
なります。

なお、上記の「取得申込金を受領した場合」とは、申込みの販売会社の取引店内で入金を確認され、か
つ入金に基づき販売会社所定の事務処理を完了したものに限り、かつ

販売会社の営業日 以外の日に入金を添えて取得申込みがあった場合

払込金の受入れ日の翌営業日の午前中に取得の申込みがあったものとして取扱います。ただし、払込金
の受入れ日の翌営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回っているときは、払込金の受入れ日の
翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日と
なります。

「営業日」とは、わが国の金融商品取引所の休業日以外の日をいいます。

お申込みの方法ならびに単位、お取扱い等について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある
ときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、お
よび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

申込手数料はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替
を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載また
は記録が行なわれます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿へ
の新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機

関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。

換金代金は、換金申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）
< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

換金代金は、原則として換金申込受付日の翌営業日から販売会社において支払います。

なお、販売会社によっては、解約申込受付日当日に解約代金相当額の受け取りを希望される投資者に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。詳しくは申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額 |

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(ご参考)アキュムレーション、アモチゼーションの概要

アキュムレーション、アモチゼーションとは、一般に債券の償還価額と取得価額の差額を残存日数(残存期間)で按分して、その額を日々計上していく会計処理の方法のことをいいます。アキュムレーションは償還価額を下回る価額で組入れる債券に、アモチゼーションは償還価額を上回る価額で組入れる債券に適用する方式です。

- ・取得価額...購入(取得)時の価格のことです。
- ・残存期間...債券の取得日から償還日までの日数のことです。

上記は一般的な考え方を記載したものであり、ファンドにおけるアキュムレーション、アモチゼーションは法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって行います。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成4年5月8日設定)。

(注)約款変更適用後(平成28年8月17日以降)は以下となります。

平成28年8月31日まで(平成4年5月8日設定)

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5)【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の総口数が30億口を下回るようになる場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更()」に該当する場をを除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、6ヵ月毎(毎年5月、11月)および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書の作成

委託者は、有価証券報告書を毎年5月末、11月末を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益

者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記()の信託約款の変更をしません。

()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

()原則として、前月の最終営業日(この信託の契約締結日を含む月については契約締結日)から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金は、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。

()販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、各受益者ごとに収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。当該受益権の取得の申込に応じたことにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

()上記()の規定にかかわらず、販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回った時には、当該取得の申込は、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が、当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

()信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記()および()の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払われます。

()信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として解約の実行の請求を受付けた日の翌

営業日から、販売会社において受益者に支払うものとします。

() 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金(償還にかかる受益権に帰属する収益分配金を含みます。)は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金(解約)代金の支払い開始日

解約代金(一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金を含みます。)は、解約請求受付日の翌営業日からお支払いします。

なお、販売会社によっては、解約申込受付日当日に解約代金相当額の受け取りを希望される投資者に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。詳しくは申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成27年6月1日から平成27年11月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 12 月 25 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村 MMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村 MMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成 27 年 11 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 (平成27年5月31日現在) | 当期 (平成27年11月30日現在) |
|-----------------|----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 329,465 | 676,910 |
| コール・ローン | 55,798,000,000 | 50,568,000,000 |
| 国債証券 | 295,023,388,136 | 190,350,158,395 |
| 特殊債券 | 65,238,136,877 | 39,767,307,875 |
| 社債券 | 9,010,192,561 | 3,205,863,370 |
| コマーシャル・ペーパー | 146,712,266,456 | 168,624,567,603 |
| 現先取引勘定 | 12,498,651,593 | 5,999,083,103 |
| 未収利息 | 196,836,985 | 199,469,807 |
| 前払費用 | 97,605,503 | 26,040,149 |
| その他未収収益 | - | 61,386 |
| 借入有価証券担保金 | - | 28,009,394,200 |
| 流動資産合計 | 584,575,407,576 | 486,750,622,798 |
| 資産合計 | 584,575,407,576 | 486,750,622,798 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 25,973,945,487 | - |
| 未払収益分配金 | 1,731,657 | 584,099 |
| 未払受託者報酬 | 30,372 | 9,841 |
| 未払委託者報酬 | 403,074 | 130,731 |
| その他未払費用 | 4,944 | 9,109 |
| 流動負債合計 | 25,976,115,534 | 733,780 |
| 負債合計 | 25,976,115,534 | 733,780 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 558,599,240,936 | 486,749,878,959 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 51,106 | 10,059 |
| 元本等合計 | 558,599,292,042 | 486,749,889,018 |
| 純資産合計 | 558,599,292,042 | 486,749,889,018 |
| 負債純資産合計 | 584,575,407,576 | 486,750,622,798 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日 | 当期 自 平成27年6月1日 至 平成27年11月30日 |
|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 704,297,461 | 490,449,916 |
| 有価証券売買等損益 | 540,501,440 | 360,344,164 |
| その他収益 | 2,021,713 | 1,906,508 |

| | | |
|-------------------------------------------|-------------|-------------|
| 営業収益合計 | 165,817,734 | 132,012,260 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 2,324,734 | 1,845,748 |
| 委託者報酬 | 30,737,404 | 24,392,558 |
| その他費用 | 448,165 | 463,568 |
| 営業費用合計 | 33,510,303 | 26,701,874 |
| 営業利益又は営業損失() | 132,307,431 | 105,310,386 |
| 経常利益又は経常損失() | 132,307,431 | 105,310,386 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 132,307,431 | 105,310,386 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | - | - |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 37,678 | 51,106 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | 132,294,003 | 105,351,433 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 51,106 | 10,059 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> |
| 2.費用・収益の計上基準 | <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> |
| 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> |
| 4.その他 | <p>現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日)の規定によっております。</p> <p>計算期間 当該財務諸表の特定期間は、平成27年6月1日から平成27年11月30日までとなっております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 前期 平成27年5月31日現在 | 当期 平成27年11月30日現在 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 特定期間の末日における受益権の総数 558,599,240,936 口 | 1. 借入有価証券担保金は現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。 2. 特定期間の末日における受益権の総数 486,749,878,959 口 |
| 2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000口当たり純資産額) (10,000 円) | 3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000口当たり純資産額) (10,000 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期 自平成26年12月1日 至平成27年5月31日 | 当期 自平成27年6月1日 至平成27年11月30日 |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 1.分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額 132,345,109 円を分 | 1.分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額 105,361,492 円を分 |

| | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 配対象収益として、132,294,003 円を分配金額としております。 | 配対象収益として、105,351,433 円を分配金額としております。 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

| 前期 自 平成 26 年 12 月 1 日 至 平成 27 年 5 月 31 日 | 当期 自 平成 27 年 6 月 1 日 至 平成 27 年 11 月 30 日 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> | <p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 前期 平成 27 年 5 月 31 日現在 | 当期 平成 27 年 11 月 30 日現在 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <p>1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 . 時価の算定方法</p> <p>国債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コマーシャル・ペーパー (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2 . 時価の算定方法</p> <p>同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 前期 自 平成 26 年 12 月 1 日 至 平成 27 年 5 月 31 日 | 当期 自 平成 27 年 6 月 1 日 至 平成 27 年 11 月 30 日 |
|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない | 同左 |

ため、該当事項はございません。

(その他の注記)

1 元本の移動

| | 前期 自平成26年12月1日 至平成27年5月31日 | 当期 自平成27年6月1日 至平成27年11月30日 |
|-----------|----------------------------------|----------------------------------|
| 期首元本額 | 566,006,660,962円 | 558,599,240,936円 |
| 期中追加設定元本額 | 68,353,305,694円 | 52,309,424,720円 |
| 期中一部解約元本額 | 75,760,725,720円 | 124,158,786,697円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 自平成26年12月1日 至平成27年5月31日 | 当期 自平成27年6月1日 至平成27年11月30日 |
|-------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | 損益に含まれた評価差額(円) | 損益に含まれた評価差額(円) |
| 国債証券 | 995,336 | 1,001,720 |
| 特殊債券 | 1,415,871 | 713,513 |
| 社債券 | 98,334 | 59,526 |
| コマーシャル・ペーパー | 0 | 0 |
| 合計 | 2,509,541 | 1,774,759 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成27年11月30日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成27年11月30日現在)

(単位:円)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|-----|-------------------|----------------|----------------|----|
| 国債証券 | 日本円 | 国庫債券 利付(2年)第335回 | 5,000,000,000 | 5,000,187,670 | |
| | | 国庫債券 利付(2年)第336回 | 5,000,000,000 | 5,000,598,705 | |
| | | 国庫債券 利付(2年)第337回 | 1,300,000,000 | 1,300,264,876 | |
| | | 国庫債券 利付(5年)第93回 | 10,000,000,000 | 10,002,520,817 | |
| | | 国庫債券 利付(5年)第94回 | 2,500,000,000 | 2,500,772,906 | |
| | | 国庫債券 利付(5年)第96回 | 25,000,000,000 | 25,037,077,000 | |
| | | 国庫債券 利付(10年)第275回 | 2,500,000,000 | 2,501,809,785 | |
| | | 国庫債券 利付(10年)第276回 | 8,500,000,000 | 8,506,980,710 | |
| | | 国庫短期証券 第555回 | 25,000,000,000 | 24,999,997,250 | |
| | | 国庫短期証券 第557回 | 25,000,000,000 | 24,999,995,500 | |

| | | | | |
|--------------------|------------------------|--------------------------------|--------------------------|---------------|
| 小計 | 国庫短期証券 第 5 5 9 回 | 5,000,000,000 | 4,999,997,340 | |
| | 国庫短期証券 第 5 6 3 回 | 35,000,000,000 | 34,999,981,606 | |
| | 国庫短期証券 第 5 6 4 回 | 18,000,000,000 | 17,999,989,426 | |
| | 国庫短期証券 第 5 6 6 回 | 12,500,000,000 | 12,499,991,900 | |
| | 国庫短期証券 第 5 6 7 回 | 10,000,000,000 | 9,999,992,904 | |
| | 銘柄数：15 組入時価比率：39.1% | 190,300,000,000 | 190,350,158,395 47.3% | |
| | 合計 | | 190,350,158,395 | |
| 特殊債券 | 日本円 | 日本政策投資銀行債券 政府保証第 1 1 回 | 568,000,000 | 570,026,353 |
| | | 日本政策投資銀行債券 政府保証第 1 3 回 | 531,000,000 | 538,535,510 |
| | | 日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証債第 1 回 | 100,000,000 | 100,093,936 |
| | | 日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 3 回 | 700,000,000 | 701,624,452 |
| | | 日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 5 回 | 1,614,000,000 | 1,619,878,572 |
| | | 日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 8 回 | 2,100,000,000 | 2,110,008,452 |
| | | 日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 1 1 回 | 536,000,000 | 539,715,885 |
| | | 日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 1 2 回 | 200,000,000 | 201,916,432 |
| | | 日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 1 4 回 | 100,000,000 | 101,022,895 |
| | | 日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 1 6 回 | 120,000,000 | 121,523,368 |
| | | 日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 1 7 回 | 1,674,000,000 | 1,698,247,926 |
| | | 公営企業債券 政府保証第 8 5 9 回 | 70,000,000 | 70,151,325 |
| | | 公営企業債券 政府保証第 8 6 0 回 | 590,000,000 | 591,974,699 |
| | | 公営企業債券 政府保証第 8 6 2 回 | 500,000,000 | 503,313,639 |
| | | 公営企業債券 政府保証第 8 6 3 回 | 200,000,000 | 201,865,824 |
| | | 公営企業債券 政府保証第 8 6 4 回 | 108,000,000 | 109,097,167 |
| | | 政保 地方公共団体金融機構債券 (4年) 第 2 回 | 200,000,000 | 200,118,506 |
| | | 首都高速道路債券 政府保証第 1 回 | 100,000,000 | 100,496,440 |
| | | 中小企業債券 政府保証第 1 8 7 回 | 80,000,000 | 80,043,960 |
| | | 日本政策金融公庫債券 政府保証第 8 回 | 1,600,000,000 | 1,601,341,239 |
| 都市再生債券 政府保証第 2 3 回 | 100,000,000 | 100,006,272 | | |

| | | |
|--------------------|---------------|---------------|
| 関西国際空港債券 政府保証第48回 | 103,000,000 | 104,488,678 |
| 中部国際空港債券 政府保証第17回 | 1,150,000,000 | 1,149,998,272 |
| 預金保険機構債券 政府保証第184回 | 200,000,000 | 200,069,257 |
| 国民生活債券 政府保証第17回 | 128,000,000 | 128,576,485 |
| 成田国際空港 政府保証第2回 | 582,000,000 | 584,023,236 |
| 商工債券 利付第727回い号 | 280,000,000 | 280,102,789 |
| 商工債券 利付第728回い号 | 100,000,000 | 100,070,660 |
| 商工債券 利付第729回い号 | 200,000,000 | 200,291,534 |
| 商工債券 利付第732回い号 | 100,000,000 | 100,247,314 |
| 商工債券 利付第733回い号 | 200,000,000 | 200,526,378 |
| 商工債券 利付第734回い号 | 900,000,000 | 902,735,658 |
| 商工債券 利付第735回い号 | 100,000,000 | 100,232,695 |
| 商工債券 利付第736回い号 | 300,000,000 | 300,886,140 |
| 農林債券 利付第727回い号 | 700,000,000 | 700,275,681 |
| 農林債券 利付第728回い号 | 680,000,000 | 680,485,845 |
| 農林債券 利付第729回い号 | 1,560,000,000 | 1,562,431,067 |
| 農林債券 利付第730回い号 | 1,200,000,000 | 1,202,290,579 |
| 農林債券 利付第731回い号 | 100,000,000 | 100,263,928 |
| 農林債券 利付第733回い号 | 300,000,000 | 300,785,304 |
| しんきん中金債券 利付第253回 | 600,000,000 | 600,199,058 |
| 商工債券 利付(1年)第46回 | 5,000,000,000 | 5,000,000,000 |
| 商工債券 利付(1年)第47回 | 2,300,000,000 | 2,300,000,000 |
| 商工債券 利付(1年)第48回 | 2,400,000,000 | 2,400,000,000 |
| 商工債券 利付(3年)第155回 | 1,300,000,000 | 1,300,100,004 |
| 商工債券 利付(3年)第157回 | 100,000,000 | 100,016,292 |
| 商工債券 利付(3年)第159回 | 100,000,000 | 100,067,480 |
| 商工債券 利付(3年)第160回 | 900,000,000 | 900,724,714 |
| 商工債券 利付(3年)第161回 | 500,000,000 | 500,481,181 |
| 商工債券 利付(3年)第162回 | 800,000,000 | 800,856,100 |
| 商工債券 利付(3年)第166回 | 3,700,000,000 | 3,703,748,534 |
| 商工債券 利付(10年)第2回 | 100,000,000 | 100,369,466 |
| 東日本高速道路債券 政府保証第5回 | 328,000,000 | 332,642,834 |
| 中日本高速道路債券 政府保証第4回 | 160,000,000 | 160,765,080 |

| | | | | |
|-----------------|-----|--------------------------------------|----------------|------------------------|
| | 小計 | 中日本高速道路債券 政府保証第 5 回 | 300,000,000 | 302,694,275 |
| | | 中日本高速道路債券 政府保証第 6 回 | 100,000,000 | 100,983,325 |
| | | 中日本高速道路債券 政府保証第 7 回 | 100,000,000 | 101,190,010 |
| | | 中日本高速道路債券 政府保証第 8 回 | 200,000,000 | 202,685,170 |
| | | 銘柄数 : 58 組入時価比率 : 8.2% | 39,662,000,000 | 39,767,307,875 9.9% |
| 合計 | | | | 39,767,307,875 |
| 社債券 | 日本円 | みずほコーポレート銀行 第 2 4 回 特定社債間限定同順位特約付 | 1,400,000,000 | 1,400,944,328 |
| | | みずほコーポレート銀行 第 2 5 回 特定社債間限定同順位特約付 | 700,000,000 | 701,700,572 |
| | | 三菱東京UFJ銀行 第 1 2 1 回特 定社債間限定同順位特約付 | 400,000,000 | 400,237,350 |
| | | 三菱UFJリース 第 1 2 回社債間 限定同順位特約付 | 400,000,000 | 400,288,200 |
| | | 西日本鉄道 第 3 6 回社債間限定同 順位特約付 | 300,000,000 | 302,692,920 |
| | | 銘柄数 : 5 組入時価比率 : 0.7% | 3,200,000,000 | 3,205,863,370 0.8% |
| 合計 | | | | 3,205,863,370 |
| コマーシャル・ ペーパー | 日本円 | オールスター | 1,000,000,000 | 999,919,759 |
| | | J S C | 2,000,000,000 | 1,999,644,994 |
| | | フォレストコープ | 571,000,000 | 570,918,368 |
| | | フォレストコープ | 1,093,000,000 | 1,092,682,113 |
| | | フォレストコープ | 581,000,000 | 580,935,357 |
| | | フォレストコープ | 467,000,000 | 466,792,833 |
| | | フォレストコープ | 1,226,000,000 | 1,225,516,510 |
| | | フォレストコープ | 498,000,000 | 497,703,015 |
| | | エスエービーシー | 892,000,000 | 891,886,615 |
| | | エスエービーシー | 712,000,000 | 711,792,951 |
| | | エスエービーシー | 447,000,000 | 446,985,647 |
| | | エスエービーシー | 457,000,000 | 456,881,837 |
| | | エスエービーシー | 900,000,000 | 899,645,072 |
| | | エイベックスF | 10,000,000,000 | 9,999,290,456 |
| | | ネクサスF | 1,800,000,000 | 1,799,855,567 |
| | | みずほ証券 | 2,000,000,000 | 1,999,916,655 |

| | | | |
|--|-------------------|---------------|---------------|
| | みずほ証券 | 2,000,000,000 | 1,999,807,399 |
| | みずほ証券 | 2,000,000,000 | 1,999,734,557 |
| | みずほ証券 | 2,000,000,000 | 1,999,632,162 |
| | みずほ証券 | 2,000,000,000 | 1,999,599,572 |
| | みずほ証券 | 2,000,000,000 | 1,999,534,398 |
| | みずほ証券 | 2,000,000,000 | 1,999,566,980 |
| | みずほ証券 | 2,000,000,000 | 1,999,501,806 |
| | みずほ証券 | 2,000,000,000 | 1,999,469,214 |
| | みずほ証券 | 2,000,000,000 | 1,999,436,612 |
| | 三井住友 F & L | 2,000,000,000 | 1,999,988,454 |
| | 三井住友 F & L | 2,000,000,000 | 1,999,907,953 |
| | 三井住友 F & L | 2,000,000,000 | 1,999,867,696 |
| | 三井住友 F & L | 2,000,000,000 | 1,999,787,197 |
| | 三井住友 F & L | 2,000,000,000 | 1,999,592,094 |
| | 三井住友 F & L | 2,000,000,000 | 1,999,569,800 |
| | 三井住友 F & L | 2,000,000,000 | 1,999,480,386 |
| | 三井住友 F & L | 2,000,000,000 | 1,999,441,277 |
| | 三井住友 F & L | 2,000,000,000 | 1,999,323,964 |
| | 三井住友 F & L | 2,000,000,000 | 1,999,260,555 |
| | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 | 5,000,000,000 | 4,999,885,302 |
| | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 | 5,000,000,000 | 4,999,796,150 |
| | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 | 5,000,000,000 | 4,998,975,290 |
| | S M B C 日興証券 | 2,000,000,000 | 1,999,950,616 |
| | S M B C 日興証券 | 2,000,000,000 | 1,999,884,893 |
| | S M B C 日興証券 | 2,000,000,000 | 1,999,797,263 |
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,990,108 |
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,955,598 |
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,921,088 |
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,886,578 |
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,817,558 |
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,783,048 |
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,748,538 |
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,714,028 |
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,679,518 |

| | | | |
|----|------------------------|-----------------|--------------------------|
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,640,080 |
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,610,498 |
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,575,988 |
| | 三井住友信託銀行 | 3,000,000,000 | 2,999,993,010 |
| | 三井住友信託銀行 | 2,000,000,000 | 1,999,541,478 |
| | 三井住友信託銀行 | 3,000,000,000 | 2,999,979,038 |
| | 三井住友信託銀行 | 3,000,000,000 | 2,999,958,080 |
| | ジェイエフイー | 10,000,000,000 | 9,999,552,894 |
| | 豊田通商 | 5,000,000,000 | 4,999,599,354 |
| | みずほFG | 8,000,000,000 | 7,998,788,145 |
| | 日本証券金融 | 3,000,000,000 | 2,999,949,324 |
| | 日本証券金融 | 8,000,000,000 | 7,999,639,029 |
| | 日立キャピタル | 1,000,000,000 | 999,844,681 |
| | 三菱UFJリース | 3,000,000,000 | 2,999,982,732 |
| | 三菱UFJリース | 3,000,000,000 | 2,999,922,329 |
| | 三菱UFJリース | 3,000,000,000 | 2,999,861,926 |
| | 三菱UFJリース | 3,000,000,000 | 2,999,801,523 |
| | 三菱UFJリース | 3,000,000,000 | 2,999,672,093 |
| 小計 | 銘柄数：68 組入時価比率：34.6% | 168,644,000,000 | 168,624,567,603 42.0% |
| 合計 | | | 168,624,567,603 |
| 合計 | | | 401,947,897,243 |

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年12月31日現在

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 482,508,624,386円 |
| 負債総額 | 198,252,158円 |
| 純資産総額(-) | 482,310,372,228円 |
| 発行済口数 | 482,310,327,639口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.0000円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成27年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

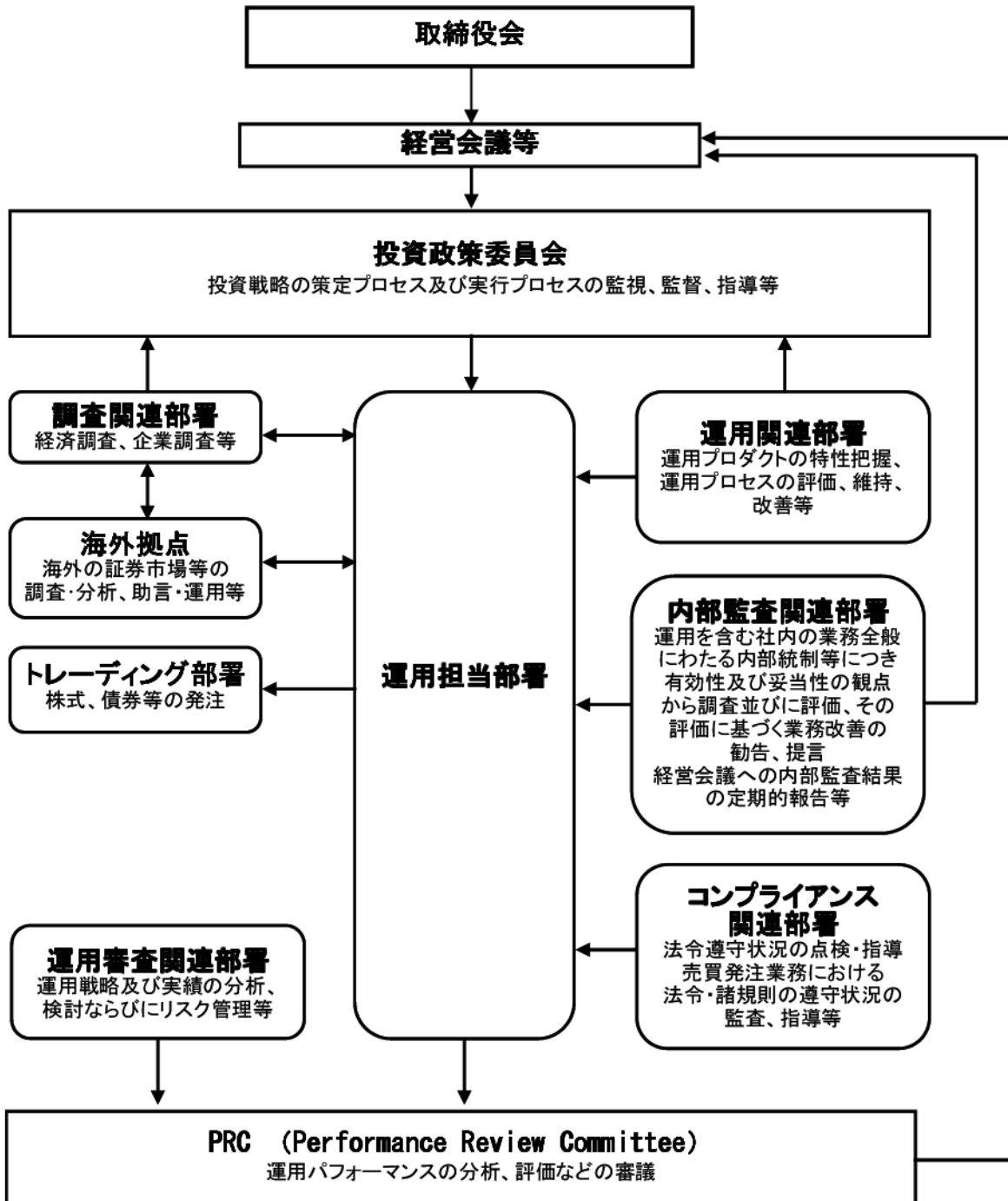
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成 27 年 11 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 894 | 19,239,519 |
| 単位型株式投資信託 | 50 | 236,602 |
| 追加型公社債投資信託 | 18 | 6,992,572 |
| 単位型公社債投資信託 | 166 | 1,255,589 |
| 合計 | 1,128 | 27,724,283 |

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原尚

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によ

って行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用され

る。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成 26 年 3 月 31 日) | | 当事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日) | |
|----------|----------|-----------------------------|---------|-----------------------------|---------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | | | 247 | | 411 |
| 金銭の信託 | | | 51,758 | | 56,824 |
| 有価証券 | | | 11,800 | | 17,100 |
| 前払金 | | | 0 | | 15 |
| 前払費用 | | | 28 | | 29 |
| 未収入金 | | | 287 | | 330 |
| 未収委託者報酬 | | | 10,741 | | 12,679 |
| 未収収益 | | | 5,999 | | 7,436 |
| 繰延税金資産 | | | 2,010 | | 2,594 |
| その他 | | | 159 | | 73 |
| 貸倒引当金 | | | 8 | | 9 |
| 流動資産計 | | | 83,026 | | 97,486 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 1,508 | | 1,322 |
| 建物 | 2 | 442 | | 413 | |
| 器具備品 | 2 | 1,065 | | 909 | |
| 無形固定資産 | | | 8,249 | | 7,254 |
| ソフトウェア | | 8,248 | | 7,253 | |
| 電話加入権 | | 1 | | 0 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | 22,052 | | 24,840 |
| 投資有価証券 | | 11,747 | | 11,593 | |
| 関係会社株式 | | 9,609 | | 10,149 | |
| 従業員長期貸付金 | | 35 | | 30 | |
| 長期差入保証金 | | 50 | | 49 | |
| 長期前払費用 | | 80 | | 60 | |
| 前払年金費用 | | 347 | | 2,776 | |
| その他 | | 181 | | 179 | |
| 貸倒引当金 | | 0 | | 0 | |
| 固定資産計 | | | 31,810 | | 33,417 |
| 資産合計 | | | 114,837 | | 130,903 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成 26 年 3 月 31 日) | | 当事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日) | |
|----------------|----------|-----------------------------|---------|-----------------------------|---------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 106 | | 118 |
| 未払金 | 1 | | 9,720 | | 11,602 |
| 未払収益分配金 | | 2 | | 1 | |
| 未払償還金 | | 33 | | 32 | |
| 未払手数料 | | 4,493 | | 4,883 | |
| その他未払金 | | 5,191 | | 6,684 | |
| 未払費用 | 1 | | 8,420 | | 10,221 |
| 未払法人税等 | | | 1,960 | | 1,961 |
| 賞与引当金 | | | 3,984 | | 4,558 |
| 外国税支払損失引当金 | | | - | | 1,721 |
| 流動負債計 | | | 24,191 | | 30,182 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | - | | 2,467 |
| 時効後支払損引当金 | | | 505 | | 521 |
| 繰延税金負債 | | | 3,211 | | 747 |
| 固定負債計 | | | 3,716 | | 3,735 |
| 負債合計 | | | 27,907 | | 33,918 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | 80,249 | | 90,092 |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 11,729 | | 11,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| 利益剰余金 | | | 51,339 | | 61,182 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 50,654 | | 60,497 | |
| 別途積立金 | | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 26,048 | | 35,890 | |
| 評価・換算差額等 | | | 6,679 | | 6,893 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 6,679 | | 6,893 |
| 純資産合計 | | | 86,929 | | 96,985 |
| 負債・純資産合計 | | | 114,837 | | 130,903 |

(2)【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日) | | 当事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日) | |
|-----------|----------|----------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------|---------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 87,258 | | 96,159 |
| 運用受託報酬 | | | 24,589 | | 31,466 |
| その他営業収益 | | | 188 | | 221 |
| 営業収益計 | | | 112,036 | | 127,847 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 44,194 | | 47,060 |
| 広告宣伝費 | | | 793 | | 823 |
| 公告費 | | | 0 | | - |
| 受益証券発行費 | | | 6 | | 5 |
| 調査費 | | | 20,794 | | 28,326 |
| 調査費 | | 1,250 | | 1,299 | |
| 委託調査費 | | 19,544 | | 27,027 | |
| 委託計算費 | | | 941 | | 1,156 |
| 営業雑経費 | | | 2,926 | | 3,275 |
| 通信費 | | 188 | | 193 | |
| 印刷費 | | 948 | | 951 | |
| 協会費 | | 76 | | 77 | |
| 諸経費 | | 1,712 | | 2,053 | |
| 営業費用計 | | | 69,656 | | 80,648 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 11,091 | | 11,660 |
| 役員報酬 | 2 | 292 | | 289 | |
| 給料・手当 | | 6,823 | | 6,874 | |
| 賞与 | | 3,975 | | 4,496 | |
| 交際費 | | | 131 | | 131 |
| 旅費交通費 | | | 454 | | 472 |
| 租税公課 | | | 387 | | 501 |
| 不動産賃借料 | | | 1,212 | | 1,218 |
| 退職給付費用 | | | 1,069 | | 723 |
| 固定資産減価償却費 | | | 3,518 | | 3,120 |
| 諸経費 | | | 6,596 | | 6,815 |
| 一般管理費計 | | | 24,460 | | 24,643 |
| 営業利益 | | | 17,919 | | 22,555 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日) | | 当事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日) | |
|---------------|----------|----------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------|--------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 3,680 | | 4,038 | |
| 収益分配金 | | 0 | | - | |
| 受取利息 | | 3 | | 5 | |
| 金銭の信託運用益 | | 379 | | 347 | |
| その他 | | 336 | | 366 | |
| 営業外収益計 | | | 4,400 | | 4,756 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | 1 | 11 | | - | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 24 | | 28 | |
| その他 | | 132 | | 137 | |
| 営業外費用計 | | | 169 | | 166 |
| 經常利益 | | | 22,151 | | 27,146 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | - | | 794 | |
| 株式報酬受入益 | | 203 | | 142 | |
| 特別利益計 | | | 203 | | 936 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券償還損 | | 51 | | - | |
| 投資有価証券等評価損 | | 2 | | 91 | |
| 関係会社株式評価損 | | 2,491 | | - | |
| 固定資産除却損 | 3 | 17 | | 357 | |
| 外国税支払損失引当金繰入額 | | - | | 1,721 | |
| 特別損失計 | | | 2,562 | | 2,169 |
| 税引前当期純利益 | | | 19,792 | | 25,913 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 7,608 | | 8,433 |
| 法人税等調整額 | | | 90 | | 2,488 |
| 当期純利益 | | | 12,273 | | 19,967 |

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|--------|--------|---------|-------|----------|---------|---------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 17,740 | 43,032 | 71,942 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 17,740 | 43,032 | 71,942 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 3,966 | 3,966 | 3,966 |
| 当期純利益 | | | | | | 12,273 | 12,273 | 12,273 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 8,307 | 8,307 | 8,307 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 26,048 | 51,339 | 80,249 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 4,659 | 30 | 4,628 | 76,570 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 4,659 | 30 | 4,628 | 76,570 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 3,966 |
| 当期純利益 | | | | 12,273 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 2,020 | 30 | 2,051 | 2,051 |
| 当期変動額合計 | 2,020 | 30 | 2,051 | 10,358 |

| | | | | |
|-------|-------|---|-------|--------|
| 当期末残高 | 6,679 | - | 6,679 | 86,929 |
|-------|-------|---|-------|--------|

当事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|--------|--------|---------|-------|----------|---------|---------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 26,048 | 51,339 | 80,249 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | 81 | 81 | 81 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 25,966 | 51,258 | 80,168 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 10,043 | 10,043 | 10,043 |
| 当期純利益 | | | | | | 19,967 | 19,967 | 19,967 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 9,923 | 9,923 | 9,923 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 35,890 | 61,182 | 90,092 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 6,679 | 6,679 | 86,929 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 81 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 6,679 | 6,679 | 86,847 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 10,043 |
| 当期純利益 | | | 19,967 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 213 | 213 | 213 |
| 当期変動額合計 | 213 | 213 | 10,137 |
| 当期末残高 | 6,893 | 6,893 | 96,985 |

[重要な会計方針]

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|------|-------|-----|-----|------|-------|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p> | | | | | | | | |
| <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> | <p>時価法</p> | | | | | | | | |
| <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> | <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="671 741 975 869"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> | 建物 | 38～50年 | 附属設備 | 8～15年 | 構築物 | 20年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物 | 38～50年 | | | | | | | | |
| 附属設備 | 8～15年 | | | | | | | | |
| 構築物 | 20年 | | | | | | | | |
| 器具備品 | 4～15年 | | | | | | | | |
| <p>4. 引当金の計上基準</p> | <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 外国税支払損失引当金 将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込</p> | | | | | | | | |

| | |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5 . 消費税等の会計処理方法</p> <p>6 . 連結納税制度の適用</p> | <p>まれる負担所要額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理していません。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p> |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

[会計方針の変更]

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(退職給付に関する会計基準等の適用)</p> <p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。</p> <p>この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が 127 百万円減少し、繰越利益剰余金が 81 百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前純利益はそれぞれ 38 百万円増加しております。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

[注記事項]

貸借対照表関係

| 前事業年度末 (平成 26 年 3 月 31 日) | 当事業年度末 (平成 27 年 3 月 31 日) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">未払金 4,601 百万円 未払費用 1,607</p> | <p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">未払金 4,979 百万円 未払費用 1,411</p> |
| <p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物 565 百万円 器具備品 2,849</p> <hr style="width: 100%;"/> <p style="padding-left: 20px;">合計 3,414</p> | <p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物 607 百万円 器具備品 3,052</p> <hr style="width: 100%;"/> <p style="padding-left: 20px;">合計 3,659</p> |

損益計算書関係

| 前事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日) | 当事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取配当金 3,568 百万円 支払利息 5</p> | <p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取配当金 3,966 百万円 支払利息 -</p> |
| <p>2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。</p> | <p>2. 役員報酬の範囲額 (同左)</p> |
| <p>3. 固定資産除却損</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 6 百万円 ソフトウェア 11</p> <hr style="width: 100%;"/> <p style="padding-left: 20px;">合計 17</p> | <p>3. 固定資産除却損</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 15 百万円 ソフトウェア 342</p> <hr style="width: 100%;"/> <p style="padding-left: 20px;">合計 357</p> |

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式 | 5,150,693 株 | - | - | 5,150,693 株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成 25 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|-----------|------------------|
| 配当金の総額 | 3,966 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 770 円 |
| 基準日 | 平成 25 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 平成 25 年 6 月 21 日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|-----------|------------------|
| 配当金の総額 | 10,043 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 1,950 円 |
| 基準日 | 平成 26 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 平成 26 年 6 月 2 日 |

当事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式 | 5,150,693 株 | - | - | 5,150,693 株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 10,043 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 1,950 円

基準日 平成 26 年 3 月 31 日

効力発生日 平成 26 年 6 月 2 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 19,933 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 3,870 円

基準日 平成 27 年 3 月 31 日

効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

金融商品関係

前事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------|---------|---------|
| (1)現金・預金 | 247 | 247 | - |
| (2)金銭の信託 | 51,758 | 51,758 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 10,741 | 10,741 | - |
| (4)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 22,467 | 22,467 | - |
| (5)関係会社株式 | 3,064 | 141,441 | 138,377 |
| 資産計 | 88,278 | 226,656 | 138,377 |
| (6)未払金 | 9,720 | 9,720 | - |
| 未払収益分配金 | 2 | 2 | - |
| 未払償還金 | 33 | 33 | - |
| 未払手数料 | 4,493 | 4,493 | - |
| その他未払金 | 5,191 | 5,191 | - |
| (7)未払費用 | 8,420 | 8,420 | - |
| (8)未払法人税等 | 1,960 | 1,960 | - |
| 負債計 | 20,100 | 20,100 | - |

注 1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,080 百万円、関係会社株式 6,545 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について 2,494 百万円減損処理を行っております。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1 年以内 | 1 年超 5 年以内 | 5 年超 10 年以内 | 10 年超 |
|---------|--------|---------------|----------------|-------|
| 預金 | 247 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 51,758 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,741 | - | - | - |
| 有価証券 | 11,800 | - | - | - |
| 合計 | 74,547 | - | - | - |

当事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------|---------|---------|
| (1)現金・預金 | 411 | 411 | - |
| (2)金銭の信託 | 56,824 | 56,824 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 12,679 | 12,679 | - |
| (4)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 其他有価証券 | 27,398 | 27,398 | - |
| (5)関係会社株式 | 3,064 | 196,109 | 193,045 |
| 資産計 | 100,378 | 293,423 | 193,045 |
| (6)未払金 | 11,602 | 11,602 | - |
| 未払収益分配金 | 1 | 1 | - |
| 未払償還金 | 32 | 32 | - |
| 未払手数料 | 4,883 | 4,883 | - |
| 其他未払金 | 6,684 | 6,684 | - |
| (7)未払費用 | 10,221 | 10,221 | - |
| (8)未払法人税等 | 1,961 | 1,961 | - |
| 負債計 | 23,784 | 23,784 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

其他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,294 百万円、関係会社株式 7,085 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について 90 百万円減損処理を行っております。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1 年以内 | 1 年超 5 年以内 | 5 年超 10 年以内 | 10 年超 |
|---------|--------|---------------|----------------|-------|
| 預金 | 411 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 56,824 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 12,679 | - | - | - |
| 有価証券 | 17,100 | - | - | - |
| 合計 | 87,015 | - | - | - |

有価証券関係

前事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

1．売買目的有価証券(平成 26 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成 26 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成 26 年 3 月 31 日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 141,441 | 138,377 |
| 合計 | 3,064 | 141,441 | 138,377 |

4．その他有価証券(平成 26 年 3 月 31 日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式 | 10,667 | 282 | 10,384 |
| 小計 | 10,667 | 282 | 10,384 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金 | 11,800 | 11,800 | - |
| 小計 | 11,800 | 11,800 | - |
| 合計 | 22,467 | 12,082 | 10,384 |

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 761 | - | 51 |
| 合計 | 761 | - | 51 |

(注) 投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

当事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成27年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 196,109 | 193,045 |
| 合計 | 3,064 | 196,109 | 193,045 |

4. その他有価証券(平成27年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式 | 10,298 | 282 | 10,015 |
| 小計 | 10,298 | 282 | 10,015 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金 | 17,100 | 17,100 | - |
| 小計 | 17,100 | 17,100 | - |
| 合計 | 27,398 | 17,382 | 10,015 |

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 800 | 790 | - |
| 投資信託 | - | - | - |
| 合計 | 800 | 790 | - |

退職給付関係

前事業年度(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------------|---------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 15,209 百万円 |
| 勤務費用 | 750 |
| 利息費用 | 228 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 25 |
| 退職給付の支払額 | 494 |
| その他 | 11 |
| <u>退職給付債務の期末残高</u> | <u>15,680</u> |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|------------------|---------------|
| 年金資産の期首残高 | 12,456 百万円 |
| 期待運用収益 | 311 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 428 |
| 事業主からの拠出額 | 2,065 |
| 退職給付の支払額 | 475 |
| <u>年金資産の期末残高</u> | <u>14,786</u> |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|-----------------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 13,485 百万円 |
| 年金資産 | 14,786 |
| | 1,301 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,194 |
| 未積立退職給付債務 | 893 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,733 |
| 未認識過去勤務費用 | 492 |
| <u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u> | <u>347</u> |
| 前払年金費用 | 347 |
| <u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u> | <u>347</u> |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|------------------------|------------|
| 勤務費用 | 750 百万円 |
| 利息費用 | 228 |
| 期待運用収益 | 311 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 284 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 40 |
| その他 | 12 |
| <u>確定給付制度に係る退職給付費用</u> | <u>899</u> |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|-----------|-------------|
| 債券 | 30% |
| 株式 | 18% |
| 受益証券等 | 14% |
| 生保一般勘定 | 19% |
| その他 | 19% |
| <u>合計</u> | <u>100%</u> |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------|------|
| 割引率 | 1.6% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

当事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|------------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 15,680 百万円 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | 127 |
| 会計方針の変更を反映した期首残高 | 15,808 |
| 勤務費用 | 746 |
| 利息費用 | 213 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,128 |
| 退職給付の支払額 | 724 |
| その他 | 46 |
| 退職給付債務の期末残高 | 17,218 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------|
| 年金資産の期首残高 | 14,786 百万円 |
| 期待運用収益 | 369 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 975 |
| 事業主からの拠出額 | 558 |
| 退職給付の支払額 | 573 |
| 年金資産の期末残高 | 16,117 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|----------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 14,474 百万円 |
| 年金資産 | 16,117 |
| | 1,643 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,743 |
| 未積立退職給付債務 | 1,100 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,861 |
| 未認識過去勤務費用 | 451 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 309 |
| 退職給付引当金 | 2,467 |
| 前払年金費用 | 2,776 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 309 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|---------|
| 勤務費用 | 746 百万円 |
| 利息費用 | 213 |
| 期待運用収益 | 369 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 24 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 40 |
| その他 | 24 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 550 |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|--------|------|
| 債券 | 31% |
| 株式 | 13% |
| 受益証券等 | 29% |
| 生保一般勘定 | 21% |
| その他 | 6% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------------|------|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 1.1% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.8% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172百万円でした。

税効果会計関係

| 前事業年度末 (平成 26 年 3 月 31 日) | 当事業年度末 (平成 27 年 3 月 31 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------|-------|--------------------|-------|----------------------|------|--------------|------|------------|------|-----------|------|----------------------|------|-----------|------|---------|------|-------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------|------|---------|--------------------|------|----------------------|----------|---------|--------|------------|----------|--------|--------|----------------------|--------------|--------|--------|-----|----------|-------------------|-----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|-----------|-------|-------|-------|---------|-----|--------------|-----|------------|-----|-----------|-----|-------|-----|-----------|-----|---------|-----|-----------|-----|-----------|-----|----------|-----|---------|----|-----|-----|----------|-------|--------|-------|----------|-------|--------|--|--------------|-------|--------|-----|----------|-------|-----------|-------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td> 関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,947</td> </tr> <tr> <td> 賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,434</td> </tr> <tr> <td> 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td> 所有株式税務簿価通算差異</td> <td style="text-align: right;">776</td> </tr> <tr> <td> 外国税支払損失引当金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td> 投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">502</td> </tr> <tr> <td> 未払事業税</td> <td style="text-align: right;">425</td> </tr> <tr> <td> ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">408</td> </tr> <tr> <td> 減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">206</td> </tr> <tr> <td> 関連会社株式譲渡益</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td> 時効後支払損引当金</td> <td style="text-align: right;">181</td> </tr> <tr> <td> 子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">172</td> </tr> <tr> <td> 未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">126</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,284</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">3,602</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,681</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">3,757</td> </tr> <tr> <td> 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">125</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,882</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,200</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | 百万円 | 関係会社株式評価減 | 1,947 | 賞与引当金 | 1,434 | 退職給付引当金 | - | 所有株式税務簿価通算差異 | 776 | 外国税支払損失引当金 | - | 投資有価証券評価減 | 502 | 未払事業税 | 425 | ゴルフ会員権評価減 | 408 | 減価償却超過額 | 206 | 関連会社株式譲渡益 | - | 時効後支払損引当金 | 181 | 子会社株式売却損 | 172 | 未払社会保険料 | 100 | その他 | 126 | 繰延税金資産小計 | 6,284 | 評価性引当額 | 3,602 | 繰延税金資産合計 | 2,681 | 繰延税金負債 | | その他有価証券評価差額金 | 3,757 | 前払年金費用 | 125 | 繰延税金負債合計 | 3,882 | 繰延税金負債の純額 | 1,200 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td> 関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,784</td> </tr> <tr> <td> 賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,504</td> </tr> <tr> <td> 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">789</td> </tr> <tr> <td> 所有株式税務簿価通算差異</td> <td style="text-align: right;">690</td> </tr> <tr> <td> 外国税支払損失引当金</td> <td style="text-align: right;">567</td> </tr> <tr> <td> 投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">475</td> </tr> <tr> <td> 未払事業税</td> <td style="text-align: right;">387</td> </tr> <tr> <td> ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">296</td> </tr> <tr> <td> 減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">186</td> </tr> <tr> <td> 関連会社株式譲渡益</td> <td style="text-align: right;">169</td> </tr> <tr> <td> 時効後支払損引当金</td> <td style="text-align: right;">166</td> </tr> <tr> <td> 子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">153</td> </tr> <tr> <td> 未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">92</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">214</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,479</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,500</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,979</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">3,243</td> </tr> <tr> <td> 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">888</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,132</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,847</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | 百万円 | 関係会社株式評価減 | 1,784 | 賞与引当金 | 1,504 | 退職給付引当金 | 789 | 所有株式税務簿価通算差異 | 690 | 外国税支払損失引当金 | 567 | 投資有価証券評価減 | 475 | 未払事業税 | 387 | ゴルフ会員権評価減 | 296 | 減価償却超過額 | 186 | 関連会社株式譲渡益 | 169 | 時効後支払損引当金 | 166 | 子会社株式売却損 | 153 | 未払社会保険料 | 92 | その他 | 214 | 繰延税金資産小計 | 7,479 | 評価性引当額 | 1,500 | 繰延税金資産合計 | 5,979 | 繰延税金負債 | | その他有価証券評価差額金 | 3,243 | 前払年金費用 | 888 | 繰延税金負債合計 | 4,132 | 繰延税金資産の純額 | 1,847 |
| 繰延税金資産 | 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係会社株式評価減 | 1,947 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金 | 1,434 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所有株式税務簿価通算差異 | 776 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外国税支払損失引当金 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資有価証券評価減 | 502 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 425 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ゴルフ会員権評価減 | 408 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却超過額 | 206 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関連会社株式譲渡益 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 時効後支払損引当金 | 181 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子会社株式売却損 | 172 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払社会保険料 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 126 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 6,284 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 3,602 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 2,681 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3,757 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前払年金費用 | 125 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 3,882 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債の純額 | 1,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産 | 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係会社株式評価減 | 1,784 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金 | 1,504 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 789 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所有株式税務簿価通算差異 | 690 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外国税支払損失引当金 | 567 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資有価証券評価減 | 475 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 387 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ゴルフ会員権評価減 | 296 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却超過額 | 186 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関連会社株式譲渡益 | 169 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 時効後支払損引当金 | 166 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子会社株式売却損 | 153 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払社会保険料 | 92 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 214 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 7,479 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 1,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 5,979 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3,243 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前払年金費用 | 888 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 4,132 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産の純額 | 1,847 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td> 受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">6.7%</td> </tr> <tr> <td> 住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td> タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td> 外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">0.3%</td> </tr> <tr> <td> 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">4.7%</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37.9%</td> </tr> </table> | 法定実効税率 | 38.0% | (調整) | | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.4% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 6.7% | 住民税等均等割 | 0.0% | タックスヘイブン税制 | 1.4% | 外国税額控除 | 0.3% | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.5% | 評価性引当額 | 4.7% | その他 | 0.1% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 37.9% | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">36.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td> 受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">6.0%</td> </tr> <tr> <td> 住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td> タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">1.2%</td> </tr> <tr> <td> 外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td> 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">1.8%</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">7.3%</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">2.8%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22.9%</td> </tr> </table> | 法定実効税率 | 36.0% | (調整) | | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 6.0% | 住民税等均等割 | 0.0% | タックスヘイブン税制 | 1.2% | 外国税額控除 | 0.2% | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 1.8% | 評価性引当額 | 7.3% | その他 | 2.8% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 22.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 | 38.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調整) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 6.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税等均等割 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タックスヘイブン税制 | 1.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外国税額控除 | 0.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 4.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 37.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 | 36.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調整) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 6.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税等均等割 | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タックスヘイブン税制 | 1.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外国税額控除 | 0.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 1.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 7.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 2.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 22.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の 38% から 36% に変更されております。</p> <p>この変更により、繰延税金負債の純額が 111 百万円増加し、法人税等調整額（貸方）は 111 百万円減少しております。</p> | <p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 9 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 36% から、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 33% に、平成 28 年 4 月 1 日に開始する前事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32% となります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の純額は 73 百万円減少し、法人税等調整額が 479 百万円、その他有価証券評価差額金が 405 百万円、それぞれ増加しております。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

セグメント情報等

前事業年度(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|-----------|-------------------|----------------------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492 (百万円) | 持株会社 | (被所有)直接 100.0% | 資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 8,000 | 短期借入金 | - |
| | | | | | | | 資金の返済 | 10,000 | | |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 5 | 未払費用 | - |

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|---------|-----------------|-----------|-----------------|------------|-----------------------|-----------|------|-----------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600 (百万円) | 情報サービス業 | (所有)直接 21.5% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2) | 5,073 | 未払費用 | 716 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|----------------------------|---------|-----------------|-----------|----------------|-------------------------------------------------|------------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3) | 36,867 | 未払手数料 | 3,854 |
| 親会社の子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400 (百万円) | 投資顧問業 | | 当社投資信託の運用委託 役員の兼任 | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4) | 1,959 | 未払費用 | 760 |
| 親会社の子会社 | 野村信託銀行株式会社 | 東京都千代田区 | 30,000 (百万円) | 信託銀行業 | | 資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任 | 資金の返済 | 3,000 | 短期借入金 | - |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--------------|---|------|---|
| | | | | | | | 借入金利息 の支払 | 6 | 未払費用 | - |
|--|--|--|--|--|--|--|--------------|---|------|---|

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

| | (百万円) |
|----------|---------|
| ㈱野村総合研究所 | |
| 流動資産合計 | 191,892 |
| 固定資産合計 | 249,548 |
| 流動負債合計 | 84,950 |
| 固定負債合計 | 55,262 |
| 純資産合計 | 301,227 |
| 売上高 | 355,777 |
| 税引前当期純利益 | 47,854 |
| 当期純利益 | 28,759 |

当事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|---------|-----------------|-----------|-----------------|------------|-----------------------|-----------|------|-----------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600 (百万円) | 情報サービス業 | (所有)直接 21.4% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(*1) | 3,990 | 未払費用 | 547 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|----------------------------|--------|-----------------|-----------|----------------|-------------------------------------------------|------------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2) | 39,273 | 未払手数料 | 4,182 |
| 親会社の子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400 (百万円) | 投資顧問業 | | 当社投資信託の運用委託 | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*3) | 1,976 | 未払費用 | 815 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

| | (百万円) |
|------------|---------|
| (株)野村総合研究所 | |
| 流動資産合計 | 229,418 |
| 固定資産合計 | 273,220 |
| 流動負債合計 | 87,832 |
| 固定負債合計 | 65,965 |
| 純資産合計 | 348,841 |
| 売上高 | 358,952 |
| 税引前当期純利益 | 51,509 |
| 当期純利益 | 34,167 |

1株当たり情報

| 前事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日) | | 当事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日) | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1株当たり純資産額 | 16,877 円 25 銭 | 1株当たり純資産額 | 18,829 円 58 銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 2,382 円 87 銭 | 1株当たり当期純利益 | 3,876 円 72 銭 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 12,273 百万円 普通株式に係る当期純利益 12,273 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株 | | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 19,967 百万円 普通株式に係る当期純利益 19,967 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株 | |

中間財務諸表

中間貸借対照表

| | | 平成 27 年 9 月 30 日現在 |
|----------|----------|--------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 282 |
| 金銭の信託 | | 55,445 |
| 有価証券 | | 4,900 |
| 未収委託者報酬 | | 15,728 |
| 未収収益 | | 6,953 |
| 繰延税金資産 | | 1,750 |
| その他 | | 560 |
| 貸倒引当金 | | 11 |
| 流動資産計 | | 85,609 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1,203 |
| 無形固定資産 | | 6,862 |
| ソフトウェア | | 6,861 |
| その他 | | 1 |
| 投資その他の資産 | | 25,539 |
| 投資有価証券 | | 12,316 |
| 関係会社株式 | | 10,149 |
| 前払年金費用 | | 2,786 |
| その他 | | 287 |
| 固定資産計 | | 33,604 |
| 資産合計 | | 119,214 |

| | | 平成 27 年 9 月 30 日現在 |
|--------------|----------|--------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | | 1 |
| 未払償還金 | | 32 |
| 未払手数料 | | 5,797 |
| その他未払金 | 2 | 3,270 |
| 未払費用 | | 8,217 |
| 未払法人税等 | | 1,452 |
| 賞与引当金 | | 2,436 |
| 外国税支払損失引当金 | | 1,704 |
| その他 | | 114 |
| 流動負債計 | | 23,026 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 2,580 |
| 時効後支払損引当金 | | 515 |
| 繰延税金負債 | | 927 |
| 固定負債計 | | 4,023 |
| 負債合計 | | 27,050 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | 84,911 |
| 資本金 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 11,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 |
| 利益剰余金 | | 56,001 |
| 利益準備金 | | 685 |
| その他利益剰余金 | | 55,316 |
| 別途積立金 | | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | 30,709 |
| 評価・換算差額等 | | 7,252 |
| その他有価証券評価差額金 | | 7,252 |
| 純資産合計 | | 92,164 |
| 負債・純資産合計 | | 119,214 |

中間損益計算書

| | | 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日 |
|--------------|----------|-----------------------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 53,884 |
| 運用受託報酬 | | 14,970 |
| その他営業収益 | | 103 |
| 営業収益計 | | 68,958 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 24,815 |
| 調査費 | | 13,494 |
| その他営業費用 | | 2,877 |
| 営業費用計 | | 41,187 |
| 一般管理費 | 1 | 12,544 |
| 営業利益 | | 15,225 |
| 営業外収益 | 2 | 5,927 |
| 営業外費用 | 3 | 1,299 |
| 経常利益 | | 19,853 |
| 特別利益 | 4 | 46 |
| 特別損失 | 5 | 53 |
| 税引前中間純利益 | | 19,846 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,530 |
| 法人税等調整額 | | 855 |
| 中間純利益 | | 14,460 |

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本合計 |
|-----------------------|--------|--------|---------|-------|----------|---------|---------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 35,890 | 61,182 | 90,092 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 19,933 | 19,933 | 19,933 |
| 中間純利益 | | | | | | 14,460 | 14,460 | 14,460 |
| 吸収分割による増加 | | | | | | 291 | 291 | 291 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | - | - | 5,180 | 5,180 | 5,180 |
| 当中間期末残高 | 17,180 | 11,729 | 11,729 | 685 | 24,606 | 30,709 | 56,001 | 84,911 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 6,893 | 6,893 | 96,985 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 19,933 |
| 中間純利益 | | | 14,460 |
| 吸収分割による増加 | | | 291 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 359 | 359 | 359 |
| 当中間期変動額合計 | 359 | 359 | 4,821 |
| 当中間期末残高 | 7,252 | 7,252 | 92,164 |

[重要な会計方針]

| | |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの... 移動平均法による原価法</p> |
| 2 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> |
| 4 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 外国税支払損失引当金 将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込まれる負担所要額を計上しております。</p> |
| 5 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 |
| 6 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

[注記事項]

中間貸借対照表関係

| 平成 27 年 9 月 30 日現在 | |
|--------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,781 百万円 |
| 2 消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。 |

中間損益計算書関係

| 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日 | |
|-----------------------------------------|-----------|
| 1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 151 百万円 |
| 無形固定資産 | 1,125 百万円 |
| 2 営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取配当金 | 5,586 百万円 |
| 3 営業外費用のうち主要なもの | |
| 金銭信託運用損 | 1,200 百万円 |
| 時効後支払損引当金繰入 | 48 百万円 |
| 4 特別利益の内訳 | |
| 株式報酬受入益 | 46 百万円 |
| 5 特別損失の内訳 | |
| 固定資産除却損 | 53 百万円 |

中間株主資本等変動計算書関係

| 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日 | | | | | |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------|-------------|------------------|----|-------------|
| 1 発行済株式に関する事項 | | | | | |
| | 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
| | 普通株式 | 5,150,693 株 | - | - | 5,150,693 株 |
| 2 配当に関する事項 | | | | | |
| | 配当金支払額 | | | | |
| | 平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 | | | | |
| | ・普通株式の配当に関する事項 | | | | |
| | (1) 配当金の総額 | | 19,933 百万円 | | |
| | (2) 1 株当たり配当額 | | 3,870 円 | | |
| | (3) 基準日 | | 平成 27 年 3 月 31 日 | | |
| | (4) 効力発生日 | | 平成 27 年 6 月 26 日 | | |

金融商品関係

当中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|------------|---------|---------|
| (1)現金・預金 | 282 | 282 | - |
| (2)金銭の信託 | 55,445 | 55,445 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 15,728 | 15,728 | - |
| (4)未収収益 | 6,953 | 6,953 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 15,728 | 15,728 | - |
| (6)関係会社株式 | 3,064 | 198,495 | 195,431 |
| 資産計 | 97,202 | 292,634 | 195,431 |
| (7)未払金 | 9,101 | 9,101 | - |
| 未払収益分配金 | 1 | 1 | - |
| 未払償還金 | 32 | 32 | - |
| 未払手数料 | 5,797 | 5,797 | - |
| その他未払金 | 3,270 | 3,270 | - |
| (8)未払費用 | 8,217 | 8,217 | - |
| (9)未払法人税等 | 1,452 | 1,452 | - |
| 負債計 | 18,771 | 18,771 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券 1,487 百万円、関係会社株式 7,085 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（平成27年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(平成27年9月30日)

| 区分 | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-------------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 198,495 | 195,431 |
| 合計 | 3,064 | 198,495 | 195,431 |

3. その他有価証券(平成27年9月30日)

| 区分 | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------------------------|-------------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式 | 10,828 | 282 | 10,545 |
| 小計 | 10,828 | 282 | 10,545 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金 | 4,900 | 4,900 | - |
| 小計 | 4,900 | 4,900 | - |
| 合計 | 15,728 | 5,182 | 10,545 |

企業結合等関係

会社分割について

当社と野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFR&T」)は、平成 27 年 2 月 18 日付吸収分割契約に基づき、機関投資家顧問事業及びリテール運用関連事業を会社分割により、当社に承継させることを決定いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 会社分割の目的

本件会社分割により、当社は、NFR&T が行ってきた投資信託の運用・管理に係る事務および機関投資家向けの顧問関連事業を NFR&T から承継し、野村グループのアセット・マネジメント部門内における営業、運用、管理業務を集約します。ファンドおよび運用会社の分析・評価業務は、NFR&T が集約して行います。

これらの再編により、運用オペレーションの効率化と堅牢性の向上を図り、顧客に対する質の高いサービスの提供が可能となります。また、再編後の当社及び NFR&T 両社は、それぞれの専門性を発揮することにより、品質の高い運用商品の提供を行い、投資家の多様なニーズに応えられると判断いたしました。

(2) 会社分割日程

| | |
|----------------------|------------------|
| 吸収分割契約締結日 | 平成 27 年 2 月 18 日 |
| 機関投資家顧問事業の吸収分割効力発生日 | 平成 27 年 7 月 1 日 |
| リテール運用関連事業の吸収分割効力発生日 | 平成 27 年 10 月 1 日 |

(3) 会社分割の方法

当社を分割承継会社とし、NFR&T を分割会社とする無対価による吸収分割方式であります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

| | 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日 |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1 株当たり純資産額 | 17,893 円 56 銭 |
| 1 株当たり中間純利益 | 2,807 円 57 銭 |
| (注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。 | |
| 2 . 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 | |
| 中間純利益 | 14,460 百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純利益 | 14,460 百万円 |
| 期中平均株式数 | 5,150 千株 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド))

運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

(3) 運用制限

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第18条の2の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

3. 収益分配方針

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

追加型証券投資信託
野村 MMF (マネー・マネージメント・ファンド)
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法 (大正 11 年法律第 62 号) (以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。) の適用を受けます。

受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関 (受託者の利害関係人 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。) を含みます。) と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 10 兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付するものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、この契約締結の日から第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条の 2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条に規定する信託によって生じた受益権を 1,000 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数にそれぞれ均等に分割しま

す。

(追加信託金および基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

追加信託は、原則として追加信託を行なう日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行なうことができます。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条の3に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはない。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金

融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第 37 条の 2 に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

（受益権の取得単位および価額）

第 11 条 委託者は、第 6 条の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、この場合における 1 口あたりの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額を下回っているときには、取得の申込に応じないものとします。

1. 委託者が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合

……取得申込受付日の前日の基準価額

2. 委託者が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合

……取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

販売会社は、この信託契約締結日の翌営業日以降、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって第 6 条の規定により分割される受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、この場合における 1 口あたりの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額を下回っているときには、取得の申込に応じないものとします。

1. 販売会社が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合

……取得申込受付日の前日の基準価額

2. 販売会社が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合

……取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

前 2 項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

第 1 項第 2 号および第 2 項第 2 号の場合において、当該基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額を下回った時には、当該取得の申込は、同号の規定にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、外国為

替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 <削除>

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第15条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債(総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託財産の計算に関する規則第59条第1項第2号イ(3)に定めるものに限る)
10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 1 号から第 4 号までの証券および第 6 号の証券のうち第 1 号から第 4 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの（投資信託財産の計算に関する規則第 59 条第 1 項第 2 号イ（3）に定めるものに限る）

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第 16 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

第 17 条 <削除>

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 18 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 15 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所に

おける通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 15 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 15 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 18 条の 2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこ

の限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額の 100%を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 19 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 19 条の 3 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 20 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 22 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 23 条の 2 (削除)

(混蔵寄託)

第 24 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 25 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券売却等の指図）

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 28 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 20 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれ

を定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、信託期間中の各 1 日とします。

(信託財産に関する報告)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

< 削除 >

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬の総額および支弁の時期)

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 101.35 以内の率とし次に掲げる率（以下、「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

1. < 削除 >

2. 平成 11 年 12 月 1 日以降の各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に 100 分の 7.11 を乗じて得た率以内の率とします。上記により計算された率が年 10,000 分の 35.55 以下の場合、信託報酬率は年 10,000 分の 35.55 以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

前項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者および受託者間の配分は別に定めます。

(収益の分配)

第 35 条 信託財産から生ずる利益（第 1 号に掲げる収益等の合計額が第 2 号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（第 1 号の合計額が第 2 号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子、貸付有価証券に係る品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

2. 毎計算期間における監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

(一部解約金および追加信託金の計理処理)

第 36 条 信託の一部解約金（第 41 条第 2 項の解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額、以下「一

部解約金」といいます。)が当該一部解約にかかる元本を下回った場合は、当該差額を解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあっては、全額を元本として処理するものとします。

(収益分配金の再投資)

第 37 条 受託者が、原則として、前月の最終営業日(この信託の契約締結日を含む月については契約締結日)から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金(委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属するものを除きます。)を、委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における 1 口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。当該受益権の取得の申込に応じたことにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金のうち、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。なお、この場合における 1 口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。当該受益権の取得の申込に応じたことにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

前 2 項の規定にかかわらず、委託者および販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額を下回った時には、当該取得の申込は、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

第 41 条第 2 項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前 3 項の規定にかかわらず、そのつど第 41 条第 1 項の受益者に支払います。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 37 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(一部解約金、収益分配金および償還金の支払い)

第 38 条 一部解約金および信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から、販売会社の営業所等において第 41 条第 1 項の受益者に支払うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する一部解約金および信託の一部解約にかかる当該受益権に帰属する収益分配金は、委託者において第 41 条第 1 項の受益者に支払います。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所等において受益者に支払うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金および償還にかかる当該受益権に帰属する収益分配金は、委託

者において受益者に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、第 37 条第 1 項および第 3 項に規定する収益分配金については、同条第 1 項および第 3 項中に規定する当月の最終営業日に、第 38 条第 1 項に規定する一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、委託者または販売会社が受益者に支払いを行なう日に、第 38 条第 2 項に規定する償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、同条第 2 項中の支払開始日までに、委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、一部解約金および償還金を払い込んだ後は、受託者は受益者に対する支払いにつきその責に任じないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 40 条 受益者が、第 38 条第 1 項および第 2 項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、ならびに第 41 条第 7 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項に規定する信託終了による償還金について、第 38 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に解約の実行の請求をすることができます。

委託者は、前項の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。なお、前項の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

委託者または販売会社が、追加信託により受益権が生じた日から当該請求受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日に満たない受益権について第 1 項の請求を受付けた場合には、当該解約口数に応じ 1 万円につき 10 円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該請求受付日の翌営業日に、第 38 条第 1 項に規定する一部解約金中から徴し、信託財産に対し返戻するものとします。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の生じた日に生じたものとみなします。ただし、平成 28 年 6 月 3 日以降に一部解約の実行の請求の受付けが行なわれた場合は、当該信託財産留保額については徴しないものとします。

受益者は、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る第 1 項の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる第 1 項の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行なわ

れる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとしします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた請求の受付けを取消することができるものとしします。

前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

<削除>

<削除>

(信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において受益権の総口数が 30 億口を下ることとなる場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとしします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 43 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 47 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 44 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 47 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 45 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<削除>

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 46 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 47 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 47 条の 2 第 42 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 42 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 42 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 48 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めるものとします。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条(受益証券の再交付)から第 14 条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成4年5月8日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社